

竹下政権の消費税と闘う税務会計学研究

——税制公正化への闘いの歩み・1980年代後期・後編——

富岡幸雄

目次

- I 売上税廃案後登場した竹下政権の新税導入への陰謀
——欺瞞と策謀による政治的謀略での策略の始まり——
- II 出直しの税制改革の課題とそのあり方に関する提言
——大型間接税導入の「誤った発想」の反省が前提——
- III 竹下政権の税制改革案の全体像と消費税導入の構想
——新税に反対する国民を懐柔するトリックが潜在——
- IV 消費税導入と対決し学的成果を基盤に言論戦を展開
——テレビ・ラジオ・講演・新聞・雑誌等で活動——
- V 欠陥新税の告発書『これが今度の消費税だ』を出版
——消費税導入に反対する学理的実践的論拠を明示——
- VI 国会の衆参両院予算委員会の公聴会にての意見公述
——消費税収が組み込まれた最初の予算案の審議時——
- VII 民意を無視し老獪な政治謀略による消費税強行導入
——国会は舞台裏での工作で国民には「アメ」と「ムチ」——
- VIII 北陸税理士会の講演が当局の弾圧で中止となった事件
——テキストもできていたのに直前に中止の申し入れ——
- IX 弥次と怒号の国会での単独強行採決で生み出された消費税
——政治権力の暴力的行使で修羅場と化した衆議院——
- X 導入実施後で消費税廃止が世論となった時期の闘い
——テレビ・ラジオ・講演・雑誌等による活動状況——

I 売上税廃案後登場した竹下政権の新税導入への陰謀

——欺瞞と策謀による政治的謀略での策略の始まり——

1 竹下首相による組閣直後における政府税調への諮問

中曽根康弘政権が1987（昭和62）年1月、第108回通常国会に提案した売上税の創設を中核とした政府税制改革案が挫折して崩壊し、5月27日に売上税が廃案となった。

中曽根首相は、自民党の次期総裁にポスト中曽根のニューリーダー3氏のうちから、大平・中曽根両政権で蔵相を4年間務めた竹下登氏を指名した。これを受けて1987（昭和62）年11月6日に竹下政権が発足した。竹下首相は、11月12日に早くも、政府税制調査会に税制改革の諮問を出した。これにより、第2次税制抜本改革がスタートしたのである。

政府税調への諮問は、次のようである。それは、中曽根政権が失敗した新大型間接税を、どのような形で導入するかが最大の課題であったが、高齢化社会の到来に対する認識を強調し、消費課税だけでなく、所得・法人の所得課税、資産課税についても抜本改革が必要であるとしているのが特徴である。

「今後の高齢化社会の到来、経済の一層の国際化を展望するとき、抜本的な税制改革の実現は避けて通れない課題であり、経済の活性化に配慮しつつ、長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくためには、所得・消費・資産等の中で均衡がとれた安定的な税体系を構築することとし、早急に成案を得る必要がある。

『税制の抜本の見直しについての答申』（1984年12月の政府税調答申——筆者注）に示された考え方、その後、現在に至るまでの諸情勢の進展を踏まえ、所得・法人・資産および消費課税等について、その望ましい税

制のあり方と実現に向けての具体的方策につき審議を求める。」

2 政権交替で登場した竹下政権は、前内閣の政府見解を勝手に改め新 税導入の環境づくりの陰謀に着手

竹下登政権は、中曽根前内閣が国民の前に示した政府見解を勝手に改め、次のような“新「政府見解」”なるものを固めた¹⁾。

- ① 前内閣で導入しないと公約した大型間接税の定義は中曽根内閣限りのものであり、売上税法案の廃案により白紙に戻った。
- ② 今後、税制改革の原点に立ち返って抜本的改革をする。
- ③ 新型間接税の具体的な内容は政府・自民党の税制調査会などで検討する。

竹下首相は、1987（昭和62）年11月25日、首相官邸での記者団の質問に答えて、中曽根内閣の大型間接税に関する見解について「あれは（政府）の統一見解ではない」と否定し、「大型間接税に関する見解は、60年2月の衆議院予算委員会での中曽根前首相の答弁に過ぎないとの判断を示した」とされている²⁾。

竹下首相は、11月26日、官邸に宮沢蔵相、山中自民党税調会長ら政府、自民党の税制責任者を招き、今後の税制抜本改革の段取りにつき意見交換した。その結果、「中曽根前首相が示した大型間接税導入に関する政府見解は『竹下内閣では白紙に戻す』ことで一致した。また、新型間接税導入を柱とした抜本的改革をめぐる政府・自民党内の調整、議論は63年1月から開始し、同年秋に税制改革法案の成案を得ることを目指す方向で固まっ

1) 「税制改革の原点に戻って一新『政府見解』の骨格」、『日本経済新聞』、1987年11月26日。

2) 「前内閣の『見解』は答弁にすぎぬ一首相判断」、『日本経済新聞』、1987年11月26日。

た。」と報ぜられている³⁾。

この日の会談では、①税制の抜本的改革案は、1988（昭和63）年秋の成立を目指す、②「多段階、網羅的で投網をかけるような間接税は導入しない」とした中曽根内閣当時の政府見解は白紙に戻し、1987（昭和62）年10月16日の閣議で決定した、「直間比率の見直しなどを実現する」などとした「税制の抜本的改革に関する方針」を新たな出発点とすることで一致した⁴⁾、のである。

政府・自民党は、1986年夏の衆参同日選挙での「大型間接税は導入しない」という公約を、内閣が代わったことを契機に、「白紙撤回」し、1988年秋に、名前はなんであれ大型間接税の導入を軸とした「税制抜本改革法案」の成立を目指すことになったとしている。

これは、まさに「税制民主主義」の原理に反し、議会制民主主義を根本的に破壊する暴挙である。

何故にして、政府・自民党は、こんなにまでして、大型間接税を導入しなかったのか。税のあり方につき、当時ほど、国民的次元で根本的な検討を要する重大時局はないと考えた。

再び大型間接税の導入に依然として執念を持つ自民党首脳と財政当局の動きに、厳重な警戒をしていかなければならなかった。そこで、「真の税制改革の実現」のために、出直しの税制改革の論議にあたって、そのあり方につき所見を述べることにした。

税制改革の焦点として、改善・改革を要する個別問題につき、具体的な検討に入るのに先立ち、まず、当時の既存税制のどこに、どのような欠陥があり、問題点があるのか、につき、総括的に説明し、現存する不公平税

3) 「間接税の政府見解—白紙撤回で一致」、『毎日新聞』、1987年11月26日夕刊。

4) 「税制改革『中曽根見解』は白紙—63年秋成立めざす」、『朝日新聞』、1987年11月26日夕刊。

制の全体像を明らかにしたのである。

3 既存税制に存在する是正を要する欠陥状況

税制改革にあたり、まずもってなすべきことは、現行の既存税制に存在し、放置されたままになっている多くの不公平さを是正し、その不合理を解消して、税のあり方の原点である応能負担の原理に立脚した、公平にして公正な税制を確立することである。

このために、不公平税制の元凶となっている課税ベースに対するさまざまなイロージョンを是正し、徹底的なメスを振るい、課税ベースの正常化を実現することである。

新税導入を議論する前に、是正を要する「既存税制が抱えている欠陥事項」を、当時、次のように指摘しておいた⁵⁾。

(1) 個人所得税制が抱えている不公平さ

個人の所得課税である所得税制における欠陥である不公平さと問題点を要約すると、次のようである。

- ① 利子所得，配当所得，譲渡所得（株式および土地のキャピタルゲイン）など，資産性所得が非課税の扱いを受け課税対象から脱落し，あるいは特別控除や分離課税により軽課されており，このため，総合課税方式が空洞化し崩壊している。
- ② 給与所得などの勤労性所得が，資産性所得や投資所得などに比較して，相対的に重課されている。
- ③ タックス・イロージョン（課税の浸蝕化）による課税ベースの著しい縮小化現象が放置されたままになっている。

5) 富岡幸雄「出直しの税制改革の課題とそのあり方—売上税関連税制の崩壊後の税制改革の焦点」『商学論纂』（中央大学商学研究会）第29巻第6号，1988年3月30日，9-11頁。

- ④ 課税ベースの縮小化のために所得税率が異常な高水準にあり、累進度が急カーブ化しており、能力と努力に酬いず勤労意欲を阻害する過度に高い税率構造となっている。

個人の所得税制については、「包括的」な課税ベースを実現し、総合課税の徹底による個人所得税制のあるべき姿への回帰を図り、改善することが必要である。

また、課税ベースの正常化による大幅な所得税率の引下げをなし、勤労意欲を阻害する過度に高い個人所得税率の是正を是非とも断行することが求められる。

(2) 法人税制が抱えている不公平さ

法人の所得課税である法人税制における欠陥である不公平さと問題点を要約してみると、次のようである。

- ① 法人企業の経済的実態から著しく遊離した非現実的な法人税制の基本的仕組みに固執している。
- ② 混迷している現行法人税制の基本構造のために現出している大企業と中小企業との間にみる課税上の不公平が拡大している。
- ③ 複雑な税務会計システムのメカニズムに埋没しているタックス・イロージョン現象による企業間の潜在的な不公平が増大している。
- ④ 税務会計処理テクニックによるタックス・シェルターの拡大化によって、アンバランスな「課税ベースの縮小化」が進行している。
- ⑤ 租税特別措置の硬直的な存在、税務会計制度の変則的弾力化による課税ベースの縮小化のために、企業の活力と生産意欲を阻害する過度に高い法人税の税率構造となっている。
- ⑥ 外国税額控除制度の欠陥、タックスヘイブンの悪用、トランスファー・プライシングの濫用などのように、多国籍企業や国際的事業活動による世界的スケールによる大規模な国際的脱税や租税回避行為が進

行している。

このため、法人企業の経済的実態に適合するように法人税制の基本構造の根本的な改革を進めるとともに、タックス・イロージョンを解消し、「正常な課税所得概念」の実現による課税ベースの適正化を図ることが是非とも必要である。

また、租税特別措置の濫用防止策の導入や、国際税制の整備による国家間の公平と国際的次元での公正性の実現が求められている。

II 出直しの税制改革の課題とそのあり方に関する提言

——大型間接税導入の「誤った発想」の反省が前提——

中曽根売上税の廃案後における「出直しの税制改革」のあり方につき、当時、以下のように提言した⁶⁾。

1 出直しの税制改革は、さきの政府案の「誤った発想」の根本的反省が前提

さきの第108回通常国会に提案し廃案となった政府税制改革案は、減税財源の獲得を口実として大增税路線への布石としての売上税の導入を企図したものであり、誤った「悪平等課税」とも言うべき発想であった。このため「公平」、「公正」という税の基本理念に著しく逆行するものである。

その後の政府の税制改革論議の進め方をみていると今までとは異なり「財源論」から「税体系のあり方」そのものに問題の焦点を移してきている。我々は、この税体系の見直し論にどう対応していくべきかが重要課題である。

新税（普遍的間接税である大型間接税）なき抜本改革こそ、真の税制改革

6) 富岡幸雄，前掲論文，51-58頁。

であり、いまの日本の税制に求められているのは、「平等」ではなく、現行の既存税制の見直しによる「公正」と「正義」の回復である。

先般の売上税導入を中核とした政府案を構成し、よって立っていた考え方を原理的に否定し、その誤った発想を根本的に改めることから出発すべきである。

以下で、大型間接税の導入が何故に問題であることを述べておこう。

2 大型間接税を導入することは、税制を公正化することにはならず悪化させる

(1) 間接税は公正に執行されている所得税に代位できない

一般的に言って、間接税は、公正な制度と運用によって、うまく執行されている所得に対する直接税に代わり得るものとみることはできない。

それは、次のような理由による。

- ① 間接税は、直接税に比べて、一般に、その適用範囲が狭く税収も多くない。
- ② 納税者の個人的事情、個別的状况を配慮することに適合しにくい。生活困窮者、生活保護者などにも消費税はかかるなど、納税適状、課税適状に乏しい。
- ③ 一律平等課税のため累進性を欠き、負担能力に対して逆進性が強い。
- ④ 逆進性を緩和するための配慮としてとられる免税措置や非課税措置の導入は、課税の中立性や税制の簡素化を阻害し、混乱を生じさせる。(売上税法案にみられた、非課税品目、免税措置による混乱は、その事例である。)

(2) 大型間接税の導入により所得税の不公平は是正できない

一部では、「所得税制のもとで、合法的抜け穴や不当な特例の恩恵を受けている者でも、普遍的な消費税である大型間接税なら免れることはでき

ない。」と言われているが、これは全く次元の違う話である。大型間接税によって、現行所得税制の抱えているタックス・イロージョンの拡大による欠陥をカバーすることは全くできない。

- ① 仮に大型間接税が導入されても、所得税を不当に回避している者が納める税の総額(所得税+大型間接税)は、正常に納税している他の者が納める税の総額より依然として遥かに少ないのである。

すなわち、抜け穴が多い所得税制(利子所得、配当所得、譲渡所得など資産性所得の課税対象からの脱落と軽減)の是正をしない限り、不公平は改善されない。

- ② 大型間接税の採用は、新たな不公平を追加し、社会的な不正を拡大させる。
- ③ 大型間接税を導入し、徴収するために必要な莫大な政治的・行政的な資源や、徴税コストを、所得税の改善に向けた方が、はるかに社会の公正と正義の実現に役立ち、国民経済的にロスが少ない。

(3) 間接税は政府に対する支持の少ない国でやむを得ず導入している

行政能力が低く、国民の政府に対する支持の薄い国では、最も進んだ税金である所得税をうまく実施することが困難であるため、やむを得ず間接税に依存するウェイトが高くならざるを得ない。

なにも日本のような素晴らしい国が、そのような国のことをまねる必要はない。

- ① 文化の進んだ国で、近代会計の原則と滲透と、優れた会計制度の確立が前提になれば、直接税(所得税、法人税)は、公正かつ、円滑に運営できない。

税の理念は、あくまで負担能力に応じて公正に負担することであり、それは、所得課税を中心とする直接税以外にはない。

- ② ECでは、ヨーロッパの経済統合により、共通の税制を敷くために、

善し悪しは別として各国のこれまでの消費税制を生かした EC 型付加価値税を導入せざるを得なかったのである。

(4) 個別間接税には部分的妥当性はある

間接税であっても、普遍的間接税以外の間接税（個別消費税）には、部分的な妥当性はある。

- ① 高速道路建設や整備等のためのガソリン税、自動車諸税等に見るように、「選択的な消費税」（個別消費税）は、社会の一部分の者のみに便益を与える政府サービスで、消費者からうまく対価を求めることができないものを賄うのに適当な場合がある。

したがって、一部に言われている「福祉目的税」という概念は、まったくおかしいものであり、しかも福祉の概念そのものものはっきりしない。

もともと税金は、すべて福祉、教育、安全保障、秩序維持などに使われる広汎な意味での目的税である。その使い方をどう選ぶかは、政治の場、国民の選択によって決まるものである。

- ② たばこ消費税や酒税等の消費税に見るように、市場価格に織り込まれていない社会的費用（social cost）を伴うと思われる商品に対する規制を容易にしたり、その商品の生産や消費を抑制するのに用いられることもある。（しかし、実際には、一貫した規制政策を遂行するには計画されてはいない。）

- ③ 贅沢品や非必需品に対する租税（物品税）は、この物品の消費が任意であり、しかも担税力を表すという理由によって支持される。

これは、個別消費税の有効性ということであり、直間比率の是正とか、間接税にも応分の負担という時は、個別消費税論を正しく展開することによいと思っている。

要するに、「担税力を示す消費」とは何かというのが、これから究明しなければならない課題である。

したがって、間接税の本来的な機能を学問的につめて、普遍的な消費税は理念的に『よくない税金』であり、税の基本的理念と課税理論の原点に反するということを主張していく必要がある。

- ④ アメリカの財政学者リチャード・グード氏によると「世論をつくる人の所得は平均的に高いので、消費税に対しては、累進的所得税に対するほど腹をたてていないようである。」と述べている。

高所得者が好ましいと思う税金は、平均的な所得水準よりも低所得にある一般国民からみれば悪い税金である。

一般国民、庶民を基準にしてもものを考えていくのが政治の要諦ではないかと思う。

税金は、まさにその国の政治の顔なのであり、社会公正さの鏡である。

3 「タックス・ミックス論」に対する疑問

(1) タックス・ミックス論には学理的根拠がない

最近、政府は、「所得」と「消費」と「資産」の3つのバランスをとらなければならないということを言いはじめているが、このタックス・ミックス論に何ら学問的根拠はないし、どの学者もまだ証明していない。

- ① タックス・ミックスによって、税負担がより公平になり、公正になるという理由づけがない。タックス・ミックス論が、基本的には、負担能力に基づく税負担の配分という視点から説明がなされていない。
- ② 間接税に比重を移すことは、税収増にはなるが、それにより、何故に税の負担が公正になるのかという疑問は、いささかも解決されていない。
- ③ 日本の税制には、クロヨン問題があり、そこに示されている所得税の水平的不公平があるから、間接税に移行するという議論があるが、これには全く理論的な根拠がない。もしもクロヨン是正のためなら

ば、間接税に移行するのではなく、所得税制そのものの是正を行うべきである。

総合累進課税制度を整備し、水平的公平性よりも垂直的公平性を一段と重視すべきである。

- ④ 直間比率の是正が必要だと言うが、なぜ必要なのか。何が直接税で、何が間接税かにも疑問がある。政府税調の答申をみても、その根拠については殆ど説明がない。
- ⑤ 我々が、現行の既存の直接税制には大きな不公平があるという現行税制批判論を出したにも拘らず、これに対抗し得るだけの論拠や反論が示されなかったのではないか。
- ⑥ 間接税は、基本的に個人の経済力に応じた課税にはなり難いのであり、公平な課税という問題が、深刻化すると、論理的には、非常に弱い根拠しかない。これは間接税を主張する学者さえも認めているところである。

(2) 所得税が担税力に最も適合した最良の税金である

税金は、国民の負担能力—担税力（負担能力）に応じた公正なものでなければならぬ。

- ① 消費や資産など、所得以外に課せられる税金も、終局的には、その税を払う資源、つまり税源はすべて所得に求められる。あらゆる税金は、その人の所得の中から支払われるものである。ところが、所得以外の課税物件は、常に必ずしも人の所得に比例し、相応するものではない。ときには、かえって反比例する場合さえもある。このため、これらの税金は、個人の負担能力に順応しないで、意外な不公平を招くことにもなる。
- ② しかし、所得税は、各人の所得に対し、直接に、これを課税標準として課される税金である。しかも、所得税は、その税源が所得である

ばかりでなく、その課税物件もまた所得である。したがって、所得税は、個人の負担能力を端的に表現する所得そのものを課税物件とするから、負担公平の原則に最もよく適合する優れた税金である。

- ③ 所得税は、所得を課税物件とするため、基礎控除等の制度を通して、最低生活費について配慮し、また、扶養控除等の所得控除や税額控除の利用により、各人の人的事情をも考慮することが可能である。また、累進税率の適用により、一層各人の負担の公平（特に、垂直的公平）を達成することができる。
- ④ 所得税の本質は、担税力への即応性という意味において、最も公平にして公正な税金であるという点に存する。
- ⑤ 所得税は、国民の負担能力に応じた税であるとともに、所得の再配分に役立ち、財政のビルド・イン・スタビライザー、つまり有効需要と国民所得の変動を自動的に緩和するようにできあがっている財政の自動安定装置として有効な働きをする優れた税金なのである。
- ⑥ しかし、所得税が、いかに担税力への即応性を有するとしても、それは、あくまでも、各人の所得が正確に把握され捕捉された場合に限られる。

所得が完全に把握できない場合には、所得税は、その機能を十分に発揮し得ないばかりでなく、かえって負担の公平を害することさえも生じてくることにもなる。

- ⑦ 所得税制度には、その時々¹の社会的、経済的、政治的な基盤に密着し、真に実情に即したものであることが要請される。また、税務行政の執行面において、所得の的確な把握、納税者の納税意識の昂揚などが求められる。

適正な執行と、公正な制度の確立を妨げるような勢力がいてはならないし、これらの妨害を排除する努力と体制が肝要である。

4 所得税，法人税の税率の引き下げは必要であり，そのための財源は十分ある

日本の税制で高いのは「税率」であり、「税金」ではない。所得課税における課税ベースの著しい浸蝕化によって，現行の既存税制に大きな「歪み」，「ひずみ」ができて上っている。

この課税ベースの浸蝕化，タックス・イロージョンを解消し，不公平を是正することによって，所得税，法人税の税率の大幅な引き下げは十分に可能である。

- ① 大型間接税の導入などをしなくても，個人の所得税は，さきの第108回通常国会に提案された政府案よりも，さらに，税率を20%相当は引き下げられ，最高税率も50%程度にすることができる。
- ② 法人税については，現行が42%であり，第108回通報国会に提案された政府案では3年後に37.5%であった。アメリカでは34%に引き下げているので，私案では，それよりも低く30%を提案したい。

大型間接税（政府の言う「消費税」）の導入などをしなくても，このことは可能である。

Ⅲ 竹下政権の税制改革案の全体像と消費税導入の構想

——新税に反対する国民を懐柔するトリックが潜在——

1 竹下政権は「消費税」導入を狙いとした税制抜本改革法案を發議

竹下登政権は，1987（昭和62）年11月6日に発足したが，11月12日には，早くも，税制調査会に諮問し，「課税ベースの広い間接税」の導入を策動し，幾多の経緯を経て，1988（昭和63）年4月28日に政府税調の「税制改革についての中間答申」，6月14日に自民党「税制の抜本改革大綱」決定，6月15日に政府税調「税制改革についての答申」を受けた後，7月19日に第113回臨時国会（税制国会）を召集し，7月29日に税制改革6法案を国会

に提出し発議した。

大平正芳政権による「一般消費税」、中曽根康弘政権による「売上税」と、2度にわたり挫折した大型間接税の導入について、10年越しでの挑戦が「税制国会」を舞台に始まったのである。

2 竹下政権による政府税制改革の構想の全体像

竹下政権により決められた「税制改革」の全体像は、次の〔表1〕のようである。

〔表1〕 竹下政権による政府税制改革の構想と概要
—新税「消費税」の導入を企てる抜本改革—

（○は減税分、●印は増税分、カッコ内は現行）年取は夫婦と子ども2人の勤労世帯

所得税・住民税	税率構造の平準化	- 1兆5,000億円														
	○税率（金額は課税所得）															
	<table border="0"> <tr> <td>【所得税】</td> <td>【住民税】</td> </tr> <tr> <td>～300万円……10%</td> <td>～120万円…… 5%</td> </tr> <tr> <td>600万円……20%</td> <td>500万円……10%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円……30%</td> <td>500万円超…15%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円……40%</td> <td>(5%～16%, 7段階)</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超…50%</td> <td></td> </tr> </table>	【所得税】	【住民税】	～300万円……10%	～120万円…… 5%	600万円……20%	500万円……10%	1,000万円……30%	500万円超…15%	2,000万円……40%	(5%～16%, 7段階)	2,000万円超…50%				
【所得税】	【住民税】															
～300万円……10%	～120万円…… 5%															
600万円……20%	500万円……10%															
1,000万円……30%	500万円超…15%															
2,000万円……40%	(5%～16%, 7段階)															
2,000万円超…50%																
	(10.5%～60%, 12段階)															
	課税最低限の引き上げ	- 1兆6,000億円														
	○控訴（単位は万円）															
	<table border="0"> <tr> <td>【所得税】</td> <td>【住民税】</td> </tr> <tr> <td>基礎 35 (33)</td> <td>30 (28)</td> </tr> <tr> <td>配偶者 35 (33)</td> <td>30 (28)</td> </tr> <tr> <td>扶養 35 (33)</td> <td>30 (28)</td> </tr> <tr> <td>{ 教育割り増し 10 (0)</td> <td>5 (0)</td> </tr> <tr> <td>{ 老人割り増し 10 (6)</td> <td>5 (1)</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別 35 (16.5)</td> <td>30 (14)</td> </tr> </table>	【所得税】	【住民税】	基礎 35 (33)	30 (28)	配偶者 35 (33)	30 (28)	扶養 35 (33)	30 (28)	{ 教育割り増し 10 (0)	5 (0)	{ 老人割り増し 10 (6)	5 (1)	配偶者特別 35 (16.5)	30 (14)	
【所得税】	【住民税】															
基礎 35 (33)	30 (28)															
配偶者 35 (33)	30 (28)															
扶養 35 (33)	30 (28)															
{ 教育割り増し 10 (0)	5 (0)															
{ 老人割り増し 10 (6)	5 (1)															
配偶者特別 35 (16.5)	30 (14)															
	対象者の課税所得は1,000万円（800万円）まで															
	○課税最低限（夫婦子ども2人の標準世帯）															
	<table border="0"> <tr> <td>【所得税】</td> <td>【住民税】</td> </tr> <tr> <td>319万8,000円</td> <td>272万2,000円</td> </tr> <tr> <td>(261万9,000円)</td> <td>(226万1,000円)</td> </tr> </table>	【所得税】	【住民税】	319万8,000円	272万2,000円	(261万9,000円)	(226万1,000円)	<table border="1"> <tr> <td>実質</td> </tr> <tr> <td>- 3兆1,000億円</td> </tr> </table>	実質	- 3兆1,000億円						
【所得税】	【住民税】															
319万8,000円	272万2,000円															
(261万9,000円)	(226万1,000円)															
実質																
- 3兆1,000億円																

間 接 税	<p>消費税の導入</p> <p>名 称 = 消費税</p> <p>タ イ プ = 一般消費税型 (帳簿方式)</p> <p>税 率 = 3% で最終調整</p> <p>非 課 税 = 輸出, 金融 (利子), 証券, 保険, 土地と医療, 教育, 福祉の一部</p> <p>免 税 点 = 年間売上高3,000万円</p> <p>限界控除 = 同3,000万円~6,000万円</p> <p>簡易課税 = 同5億円で選択可</p> <p>申告納付 = 決算期に合わせ年2回</p> <p>実施時期 = 64年4月</p> <p>既存間接税の調整</p> <p>○消費税に吸収し, 廃止</p> <p>【国 税】 { 物品税, トランプ類税, 入場税, 通行税, 砂糖消費税</p> <p>【地方税】 電気税, ガス税, 木材引取税</p> <p>○軽減して消費税を併課</p> <p>【国 税】 酒税, たばこ消費税</p> <p>【地方税】 { 地方たばこ消費税, 料理飲食等消費税 (特別地方消費税に改称), ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税を廃止し独立)</p> <p>上記以外はそのまま残し, 消費税を併課</p> <p>○●酒税 = 級別を廃止し従量税に一本化</p>	<p>+ 5兆4,000億円</p> <p>- 3兆4,000億円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 実質 + 2兆円 </div>
法 人 税	<p>○基本税率 (42%)</p> <p>64年度40%, 65年度から37.5%</p> <p>○中小法人の税率 (30%)</p> <p>64年度29%, 65年度から28%</p> <p>●協同組合等の税率 (27%)</p> <p>27%は変わらないが, 配当に対する税率 (22%) を64年度25%, 65年度27%に</p> <p>●消費生協課税強化</p> <p>大生協 (組合員50万人, 売上高1,000億円以上) を対象に10億円超の利益に30%課税</p> <p>●配当軽減税率</p> <p>64年度縮小, 65年度廃止</p> <p>●土地取得のための借入金利子の一部損金不算入</p> <p>賞与引当金</p> <p>廃止は見送り</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 実質 - 1兆8,000億円 </div>

相 続 税 ・ 贈 与 税	<ul style="list-style-type: none"> ○課税最低限 定額控除4,000万円（2,000万円）法定相続人1人当たり800万円（400万円） ○税率 400万円以下10%から、5億円超70%まで5%刻み（200万円以下10%から5億円超75%まで5%刻み） ○配偶者非課税枠 8,000万円（4,000万円）、法定相続分まで（遺産の半分） ○諸控除 法定相続人1人当たり死亡退職金500万円（200万円）、死亡保険金500万円（250万円） ○200㎡までの宅地 評価額の減額率・居住用50%（30%）、事業用60%（40%） ●節税防止策＝施行日以降の死亡に適用。養子縁組・税額計算に含める養子を実子がいれば1人まで、実子がなければ2人までとするが、配偶者の連れ子の場合などは制限せず。不動産取得・死亡前3年以内に取得した不動産は取得価格で評価。ただし、居住用は除く ○贈与税 基礎控除・年間60万円は据え置き。税率・100万円以下10%から7,000万円超70%まで5%刻み（50万円以下10%から7,000万円超）75%まで5%刻み。居住用不動産・結婚20年以上の夫婦間の配偶者控除2,000万円（1,000万円） 	実質 - 7,000億円
課 税 の 適 正 化	<ul style="list-style-type: none"> ●株式売却益課税 原則課税。税率20%。源泉（みなし）分離課税の選択も可。その場合のみなし利益率5% ○有価証券取引税 売却価格の0.3%（0.55%）。証券会社が売却主の場合0.12%（0.18%） 転換社債とワラント債は0.16%（同0.26%） ●医師課税の特例 社会保険診療報酬について概算経費率のうち、5,000万円超、52%の経費率を廃止し、その年の保険収入が5,000万円を超える者には、特例は不適用 	実質 + 1兆2,000億円

消費税創設による5.4兆円の増税は、所得税、法人税、相続税などの減税と組み合わせられ、ネット2.6兆円の中に埋没するカラクリの形になっていた。これは新税に対する国民の反発を懐柔することを狙ったのである。これらの増減税のパッケージが税制改革6法案として前述のように1988（昭和63）年7月に国会に提出したのである。

3 租税の基本理念を無視し、ひたすら「消費税」導入を先行しようとする竹下税制改革の戦略的構図

この竹下政権による税制改革の内容をみて、強く感じることは、何のための、誰のための税制改革なのか、そこにおける改革理念、目的は何であったか、ということである。

税制は政治の顔であり、税は権力を持つものの表現である。政党政治なのだから、関係者の利害得失を調整して、まさに政治的に判断してまとめることはやむを得ない。

しかし税制論議には、「消費税導入のための減税」という発想が色濃く映し出されている。税調の審議も、終始国会の推移や選挙を意識して、アメ（減税）は、どんどん表に出して、ムチ（増税＝「消費税」）の方は、審議入りをおくらせたり、公表を後へ後へとずらしていた。

何よりも問題なのは、税制改革の最大の緊急課題である不公正税制の是正に真剣に取り組んでいないことである。

キャピタルゲイン（有価証券譲渡益）課税の原則非課税を原則課税にしたものの、源泉（みなし）分離と申告分離との選択制で、しかも課税方式は株式の売却1回ごとに決められ「利益が出ていれば、源泉分離、損ならば、申告分離」が選べるという驚くべき抜け穴だらけのものである。しかも、改正では分離課税が採用され、大量取引に適用されていた総合課税がなくなったので、大口投資家はこれまでよりも、はるかに安い税金で自由

に株式を売買できることになり、新たに大きな不公正税制を生み出したことになる。

医師優遇税制は手直ししたものの、あまり実効がなく、しり抜けであり、宗教法人に対する課税の是正などは全くの手つかずで検討事項として先送りしてしまった。

不公正税制の是正については、所得税にみる配当所得、土地の譲渡所得、政治資金などについては、検討さえもしていない。法人税についても極めて多くの重大な問題点がありながら、不公正税制として検討する意識さえもみられないなどまことに遺憾な事態である。

特に許し難いことは、不公正税制の是正を“枝葉末節”であると軽視し、「新型間接税を導入しようとする時期に枝葉末節のような改正をやる必要はない、というムードが党の大勢だ」（村山達雄自民党税調小委員長）と説明していた。要するに、「新型間接税導入への環境を整えるためには政治的に大きな影響を持つ中小・零細企業、医師会の反発を招くような見直し策を盛り込むのは得策ではない、との判断が背景にある。」⁷⁾とみられてきたのである。

消費税に対する自民党税調の姿勢は、一貫して「新税導入という大目的のためには税理論上において多少理不尽なことがあっても目をつぶる」というものだった。税調幹部が最も腐心したのは業界対策である。1987（昭和62）年の売上税廃案の苦い反省から、それぞれの業界団体の要望は極力取り入れ、個別にアメをなめさせるという懐柔策を徹底させた。業界338団体を対象に、2回にわたるヒヤリング（意見聴取）を実施し、不平、不満のガス抜きを図る一方、業界の要望を入れたとみられている⁸⁾。

7) 「不公平是正の後退はっきり／間接税を優先」『日本経済新聞』1988年5月13日付。

8) 「最初に導入ありき／消費税『自民大綱』後の攻防」『毎日新聞』1988年6

すべては、「最初に、消費税導入ありき」であり、理念先行型の改革をあきらめ、自らの支援団体をも敵に回す自縄自縛状態を脱却するのが“出直し山中自民税調”のいわば原点になっていた。しかも、この「業界封じ込め作戦」は、前回、売上税反対に回った自民党の国会議員の言動をも抑え込むという二重の効果を生むことになったのである。

4 売上税に反対した業界と妥協しアバウト課税を容認し消費者に背を向けた不合理と欠陥だらけの消費税の実態

問題なのは、「失敗をそのままほっておけるかという、いわば前政権のメンツと執念を背負わされてスタートした今回の税制論議は、『とにかく新税は導入せねば』という意識に貫かれてきた⁹⁾」ということである。

初めに導入ありき——政府・自民党の首脳たちの税制改革に向けた戦略は、このひと言に尽きると言っている。反発を浴びそうな項目は事前に条件を緩めてしまう。逆に生ぬるいと批判が出てきそうな点は形だけでも手をつける。“アメ玉”をまくのも忘れない。

そのためには徹底的に「売上税の反省」の実を示す必要があるとし、次のように考えていたのである¹⁰⁾。

- ① サラリーマン減税は、さらに上積みをする。
- ② 商工業者らの反発が強かった EC 型（伝票方式）は、チェック機能のない一般消費税型（帳簿方式）に取り替える。
- ③ 不公平税制の 1 つに挙げられるみなし法人課税制度には初めからメ

月16日付。

9) 「初めに消費税導入ありき／法案成立を優先／検証・税制改革案」『朝日新聞』1988年6月19日付。

10) 「反発封じに徹する／冒険より現状維持／検証・税制改革案」『朝日新聞』1988年6月19日付。

スさえ向けなかった。

その背景にあるのは、衆院300議席という自民党のぬるま湯状況があり、総主流派体制と言われるなかでは、新たな支持基盤の開拓を狙って冒険を試みるより、現在の体制に八方目配りして勢力維持を図る方が得策という空気が支配的であった。

税制抜本改革とか、21世紀を展望した税制などと言いながら、「骨身にしみた売上税騒動の反省をかみしめて、まとめられた消費税」であり、「とにかく新税導入のためには何でもする。中身はいつだって手直しできるから」（党幹部）と言い、「今の自民党内には本来あるべき税制の理念や目的の論議より、『とにかく法案成立が先だ』という意識が充満している」¹¹⁾のが実情のようである。

このため、国民の家計に負担を求める「消費税」でありながら、消費者に対する配慮はほとんどなされず、前回の売上税に反対した商工業者対策のみに専念し、まさに“消費者不在”の「矛盾と抜け穴だらけの消費税」になってしまっていると言わざるを得ない*。

* 自民党税調が2月4日に今年最初の小委員会を開いたあとの記者会見で、山中貞則税調会長は、「売上税廃案の原因の核心」をこう言っている¹²⁾。

売上税は、伝票で税額を計算するEC型付加価値税の一種であり、商品価格に上乘せ（転嫁）した税額と業者の登録番号を納品書などに明記して販売先へ渡すことを義務づけたことから、「所得をつかまれる」と商工業者らが猛反発した。支持基盤の反乱で売上税廃案に追い込まれた苦い経験に立って、今度は上手に抜け穴を作り、業者らをなだめよう——消費税（新型間接税）の具体案作りは、こうした方針のもとに進められたのである。

政府・自民党が今回の税制改革の旗印としたのは「不公平の是正」であった

11) 「理念・中身は二の次／はや譲歩姿勢／検証・税制改革案」『朝日新聞』1988年6月19日付。

12) 「業者をなだめる狙い／抜け穴の多い消費税・不信生む恐れ／検証・税制改革案」『朝日新聞』1988年6月18日付。

はずでありながら、抜け穴の多い消費税は大きな欠陥税制として仕上げられてしまったのである。

このため「消費税」のタイプは、納税事務手続きの煩雑さなどから、前は猛反発を受けた税額控除票方式（書類控除方式）は、帳簿型付加価値税である帳簿控除方式（自己記録式）を軸とするものに改められた。

その結果として、事業者間および消費者への転嫁の実態が不透明となり、正体不明の税制になってしまった。

さきの「売上税」では、51項目もあった非課税項目が、今回は医療・福祉・教育の一部に絞られ、食料品や多くの生活必需品にも消費税が課され、逆進性が極めて強く社会的弱者に苛酷な、一段と“弱い者いじめの税金”となった。

また、「売上税」では年商1億円以下だった簡易課税制度の適用を5億円以下まで広げられた。このため正規の計算をしなければならないのは、全事業者の僅かに3.3%にとどまる。

簡易課税制度のもとでは、消費税の納め方まで曖昧となり、消費者が負担させられた税金が、本当に国に納められているかどうか不明確であるばかりか、業者には「益税」（えきぜい）——消費者が負担した税金——を懐に入れる一種の横領ができてしまう場合さえもある。これは実際のマージン率が、消費税制で定める“みなし率”よりも高い事業者に生ずる重大な問題点である。

この簡易課税方式が実施されると、商品が事業者の手を経るたびに税金が累積する取引高税（各段階の取引課税）の性格に近いものになり、多段階累積課税のため産業経済に中立的でなく、日本の企業数の90%以上の業者が、系列化、下請化、あるいは合併、統合等という重大な事態に直面することが予想された。

5 導入への政治謀略で歪められ異常な姿となっている「竹下消費税」の仕組みと構造

このようにして、とにかく「消費税の導入」が先である。今度こそは、何としても法案を成立させたいとの執念によって、「売上税」に反対した業界などの懐柔と、これらの勢力への利益誘導に狂奔し、構想したのが竹下政権により策謀された「消費税」であり、それは、まさに歪んだ異常な

〔表2〕 新税の構想と類似税との比較

—これまでの大型間接税と今回の構想の差異—

新税構想の 区別 事項	消費税 (竹下内閣)	売上税 (中曽根内閣)	一般消費税 (大平内閣)	フランスの 付加価値税
導入の目的	税の公平化	減税の財源	財政再建	
増減税の収支	減税先行	増減税同額	増税志向	
タイプ	帳簿方式	伝票方式	帳簿方式	伝票方式
標準税率	3%	5%	5%	18.6%
非課税 (政策的非課税)	土地・有価証券・ 金融・保険 授業料・試験料・ 社会保険医療 費・特別養護老 人ホームなど	土地・有価証券・ 金融・保険 飲食品・住宅・ 医療・社会福祉・ 教育・輸送・家 賃など51項目	土地・有価証券・ 金融・保険 食品・医療・教 育・社会福祉な ど	土地・有価証券・ 金融・保険 医療・教育・郵便・ 家賃・公的養護・ 障害者施設・スポ ーツなど
軽減税率	なし	なし	なし	食品・新聞・輸送 など
割増税率	乗用車に特例	乗用車に特例	なし	宝石・カメラ・乗 用車など
免税	年間売上高 3,000万円以下 は非課税	年間売上高 1億円以下は選 択制	年間売上高 2,000万円以下 は非課税	税額1,350フラン (約2万7,823円) 以下は不徴収
税額計算の特例	年間売上高 5億円以下は簡 易課税	年間売上高 1億円以下は80 % (卸売業は90 %) を仕入税額 として控除	年間売上高 4,000万円以下 は簡易課税	年間売上高 300フラン (約 6,183万円) 以下 は簡易実額課税 制

姿となってしまった。

この竹下「消費税」の仕組みと構造を、前回の「売上税」(中曽根型「売上税」)、1979年の「一般消費税」(大平型「一般消費税」)、フランスの付加価値税と比較して表示すると〔表2〕のようである。

6 税金による仮借なき収奪がローマ帝国を衰亡に導いた歴史を想起

政治家の目のつけどころは古今東西すべて同じとみえて、ローマ帝国初代の皇帝アウグストゥス(在位西暦前27-後14年)は、消費税を早々と創設している。ギボンの「ローマ帝国衰亡史」によれば、税率は極めて軽いですが、全品目にわたっていた。

この時の政府の消費税は、税率3%で、医療・福祉・教育の一部は非課税として除外されているものの食料品など生活必需品にも課税されるが、ローマの消費税は税率1%以内と低いかわりに、土地、家屋から生活必需品まですべてを対象とした。

大きな買い物や贅沢な物品ならともかく、市場で扱われるどんな小さな物にも課税されるので、大衆はブツブツ文句を言った。アウグストゥス帝は勅令を発して国家財政の急迫を訴え市民の不満をなだめたが、そのうち消費税だけでは間に合わなくなった。原因は軍事費の増大である。

アウグストゥス帝は、外敵の侵入と内乱から政府を守るため、28軍団の常備軍を創設した。消費税収入が財源に充てられたが、とても足りない。そこで思いついたのが5%の相続税である。貴族達は一斉に怒りの声をあげたが、うまく丸めこまれてしまった。

ローマのカラカラ浴場の遺跡で知られるカラカラ帝(在位211-217年)は、外征を繰り返した。その費用を賄うために相続税を2倍の10%に引き上げた。税金による仮借なき収奪がローマ帝国の衰亡を導いたとギボンは言う。為政者が税率を恣意的に引き上げたのがいけなかったのである。

政府は「広く薄い負担」とか、「重圧感を除去する税制」とかの美名のもと、「税制全体の負担の公平を確保するため」と称し、「消費に応じ負担を求める」新税を導入し、将来の国民負担の上昇に対処して、「安定的な税体系を構築することを目指す」としている。

しかしそれは、「将来の財政上の要請に応じた弾力的な対応も可能」とする際限なき増税含みの税体系の構築であり、増収装置の導入であることは明らかである。

IV 消費税導入と対決し学的成果を基盤に言論戦を展開

——テレビ・ラジオ・講演・新聞・雑誌等で活動——

1 消費税導入の「税制国会」の審議の時期において全国各地での講演・セミナー、テレビ・ラジオ等に出演して「竹下消費税」の批判を展開

売上税廃案の後、竹下政権による消費税導入の企てが進み再び税制論議が活発に展開され、国民的関心が非常に高まった時期において、多様な活動をした。

- 1987（昭和62）年8月4日、青森市で開催された青森県中小企業団体中央会主催の講演会で、「税別改革のあり方への提言」と題し講演をした。
- 同年11月1日、NHK テレビ、「おはようジャーナル」に出演し「どうするか土地相続」についてお話をする。
- 1988（昭和63）年1月5日、文化放送のワールド・ホットライン（早朝6:15～7:00間の生放送）に出演し、「税制改革の論点と課題」につき、政治学者福岡正行氏を相手にお話をする。
- 同年1月19日、全金同盟役員研修会に出講し、東京上野池の端文化センターにて「現行税制の問題点と改革課題—真の税制改革の視点」につ

き講演する。

- 同年1月20日，社会党予算部会勉強会に出講し，衆議院第二議員会館にて「税制改革」につき講演（3:00～5:30）をする。多くの議員が聴講し非常に真剣な質疑が多くあり大いに盛り上がり熱気に溢れた。
- 同年2月4日，千葉県印旛郡市歯科医師会に出講し，成田国際文化会館にて「税制改革の課題と歯科医院の税務対策」につき講演（3:00～5:45）をする。
- 同年2月9日，神奈川県横浜中法人会の「新春講演会」に出講し，横浜市民文化会館関内大ホールにて「税制改革の課題と展望—日本の税金のどこに問題があるか」（1:00～4:30）につき講演をする。
- 同年2月26日，宮城県仙台市で開催された日専連仙台会主催の講演会で「どうなる税制改革—マル査の博士・大いに怒る」と題し講演（1:00～4:40）をする。会場となった東北電力大ホールは多くの聴講者で満席となり盛會を極め非常な熱気に溢れた。熱心な質問も多く講演時間は大幅に延長した。
- 同年3月1日，大型間接税反対中小企業連絡会主催の講演会に出講し，東京千代田区の日専連9Fホールにて「新型間接税を斬る—真の税制改革とは何か」と題し講演（2:00～5:30）をする。
- 同年3月2日，全金同盟静岡地方金属主催の研修会に出講し講演をする。
- 同年3月22日，第112回国会の衆議院予算委員会の公聴会で公述人として税制問題につき意見陳述（1:00～3:10）をする。
- 同年3月23日，NHK文化センター丸の内文化フォーラム主催の講演会に出講し，日興証券本社8Fホールにて「税制改革に求められるもの」と題し講演（6:00～7:45）をする。
- 同年3月26日，税制国民会議主催の講演会に出講し百貨店協会会議室

にて「税制改革の進め方」につき講演（1:30～4:00）をする。

- ・ 同年4月26日、埼玉県川越法人会主催の講演会に出講し、川越平安閣にて「税制改革の課題と展望—日本の税金のどこに問題があるのか」と題し講演（1:30～4:30）をする。
- ・ 同年5月13日、木村禱八郎経済研究所主催の「第128回・国会議員のための研究会」に招かれ、衆議院第二議員会館にて「これでよいのか政府税制改革—最大の不公平税制・新大型間接税」と題し国会議員諸公に講演（10:00～12:15）をする。多くの質問があり熱心な討議が行われた。

当日の講演要旨は、次のようである。

- ① 竹下税制改革のシナリオと戦略は何か
 - ・ 竹下内閣により仕立直された3度目の亡霊
 - ・ 竹下税制改革の大義名分と目標転換
 - ・ 政府があおる3つの不満
 - ・ お座なりのキャピタル・ゲイン課税
- ② 税制改革の手順を誤るな
 - ・ いま、なぜ、何のための税制改革か
 - ・ 「はじめに大型間接税導入ありき」では納得できない
 - ・ 新税の提案に先立ってなすべきことは何か
- ③ 不公正な新大型間接税の問題点
 - ・ 姿見せた「大型間接税」の正体
 - ・ 政府税調の答申と自民税調の基本動向
 - ・ 個別消費税の改善努力を放置した態度に対する疑問
 - ④ 税負担の公正—「真の公平原理」に逆行する問題点
 - ⑤ 現行物品税の課税品目や税負担をアンバランスに追い込んだ本当の原因と問題点
 - ⑥ サービス課税についても応分のあり方を検討する

- ・ 一律悪平等課税は税の不公平を拡大する
- ④ 是正されるべき不公平税制の実態
 - ・ 不公平税制の元凶であるタックス・イロージョン
 - ・ 高いのは「税率」であり「税金」ではない
 - ・ 現行の個人所得税制が抱えている不公平さ
 - ・ 現行の法人税が抱えている不公平さ
- ⑤ 竹下税制改革に物申す
 - ・ 税制改革への緊急提言
- ・ 同年5月13日、大阪中小企業同友会主催の講演会に出講し大阪社会福祉指導センターにて「どうなる税制改革」について講演（6:00～9:00）をする。
- ・ 同年5月17日、私鉄総連主催の講演会に出講し、伊豆大川国労教育センターにて「税制改革の動向と問題点」につき講演（1:30～4:45）をする。
- ・ 同年5月20日、熊本商店街近代化協議会主催の講演会に出講し、熊本市市民会館にて「どうなる税制改革」と題し講演（2:30～5:30）をする。大きい会場は、2,000名近くの聴講者が溢れ、非常なる熱気につつまれた。政府税制改革の誤りを厳しく糾弾し、多くの不公平税制の実態をあばき税制改革への緊急提言を発表した。
- ・ 同年5月26日、中小企業家同友会主催の講演会に出講し、東京市ヶ谷自動車会館にて「これでよいのか税制改革」と題して講演（1:30～5:10）をする。
- ・ 同年5月28日、文化放送の「号外サタデー」に出演し「税制改革の行方」につき、お話し（8:00～8:30）をする。
- ・ 同年6月2日、商業界主催の「チューター会セミナー」に出講し、熱海大観荘にて「税制改革の動向と相続税対策」につき講演（3:10～6:10）

をする。

- 同年6月7日、日専連全国大会青森主催の政治活動研究会の大会に出講し、青森国際ホテルにて「新型間接税を斬る—異議あり政府税制改革のシナリオと戦略」と題し講演（12:30~2:30）をする。全国から参集した専門店の多数の幹部による非常に熱心で活気に溢れた集会であった。
- 同年6月9日、清和会主催の講演会に出席し、「税制改革ここが問題だ—誰が得をし誰が損をするか」を演題に講演（5:30~7:30）をする。
- 同年6月14日、東京世田谷地区労主催の「新型間接税を止めさせる世田谷区民シンポジウム」に出講し、講演（6:50~9:00）をする。講演会の終了後、多くの参加者による懇親会（9:30~10:35）が行われた。
- 同年6月16日、フジテレビ「タイム3」の生放送に出演し、「敵か味方か、消費税のホンネ」につきお話（3:00~3:30）をする。
- 同年6月17日、福島中小企業家同有会主催の講演会に出講し、福島グリーンパレスにて「これでよいのか税制改革—新大型間接税を斬る」と題し講演（1:45~5:10）をする。
- 同年6月28日、金融財政事情研究会主催の「全財ファイナンシャルプランナー・カレッジ」のセミナーに出講し、「事業承継の経営課題と税務対策—究極のタックスマネジメント」につき終日に及ぶ講演（9:30~5:05）をする。
- 同年7月5日、富士総合研究所主催の「富士経営者セミナー」に出講し、東京千代田区富士銀行本店にて、「税制抜本改革の動向と展望」と題し講演（2:30~6:10）をする。
- 同年7月10日、NHK特集「徹底討論・税制改革を問う・あるべき税制改革とは何か、臨時国会を前にした長時間の大討論」（9:00~11:45）に出演する。2時間45分間の討論で狡猾な政治手法で国民をだまし消費

税を強行導入した竹下政権の税制改革に対する批判を展開した。

この放送においては、消費税導入急先鋒の担当責任者である自民党政調会長の渡辺美智雄氏を相手に消費税の欠陥と既存税制に存在する不公平税制の是正が甚だ不徹底であることを具体的に指摘し徹底的に追求し多く出席参加者から拍手を受け討論は盛り上がりスタジオは熱気に溢れた。

討論の主要な論点は、次のようである。

今、なぜ税制改革か／不公平是正はどこまでできるのか／増税か、減税か／消費税導入の是非／どうなる便乗値上げ／税率3%の歯止めは／納税者番号の是非

- 同年7月15日、大型間接税反対愛媛県民会議主催の決起大会学習集会の講師として招かれ松山市本町会館テルスターホールにて「これでよいのか税制改革—矛盾だらけの竹下消費税」を演題に講演（2:00～3:50）をする。講演会に続き、決起大会（4:00～5:00）が開催された。
- 同年7月18日、東京中小企業家同友会西部協議会主催の講演会に出講し、東京新宿安田生命ホールにて「これでよいのか税制改革—大型間接税を徹底追及する」と題して講演（6:40～9:00）をする。
- 同年7月19日、経営管理協会主催の「全国経営者大会」に出講し、東京帝国ホテルにて「税制改革を斬る」と題して講演（4:30～6:10）をする。
- 同年7月23日、中央大学主催の「学術講演会」に出講し、北海道帯広経済センタービルにて「税制改革の課題と展望」につき講演（3:20～5:20）をする。
- 同年8月3日、三陸ブロック商工会主催の講演会に出講し、津山林業総合センターにて「消費税が営業に及ぼす影響」について講演（1:30～5:20）をする。
- 同年8月4日、消費税の新設を止めさせる宮城県民会議主催の「消費税が皆さんの暮らしと商売に及ぼす影響を明らかにするシンポジウム」に

出講し、仙台市上杉の宮城駅農協ビル大会議室にて基調講演「正しい税制改革への途」を講述（1:50~3:10）した。これに続き、各界代表の決意表明が行われた。

- 同年8月9日、香川県中小企業者同友会主催の「市民講演会」に出講し、高松国際ホテルにて「消費税でどうなる私たちの暮らしと経営」につき講演（6:30~9:30）をする。講演終了後サイン会（9:30~10:00）が行われた。
- 同年8月13日、中央大学主催の学術講演会が滋賀県大津滋賀会館にて開催され「税制改革の課題と展望」について講演（2:55~4:45）をする。
- 同年8月19日、日本経営開発協会主催の「経営者セミナー」に出講し、東京芝パークホテルにて「税制改革をめぐる諸問題と事業承継」と題して講演（10:00~12:00, 1:00~5:00）をする。
- 同年8月23日、関西経営管理協会主催の「経営者セミナー」に出講し、大阪リバーサイドホテルにて「税制改革をめぐる諸問題と事業承継」と題して講演（10:00~12:00, 1:00~5:00）をする。
- 同年9月2日、手島福岡市議後援会主催の講演会に出講し、福岡リーセントホテルにて「市民の暮らしと税」をテーマに講演（2:00~5:35）をする。
- 同年9月2日、福岡中小企業同友会主催の講演会に出講し、福岡天神都久志会館にて「これが今度の消費税だ」につき講演（6:30~9:05）をする。
- 同年9月14日、全国中小企業総決起大会が、東京日比谷野外音楽堂で開催（1:30~4:00）され、これに出席を要請され参加し、各界代表者とともに壇上に着席する。なお、当日から、衆議院税制問題等調査特別委員会がスタートし審議が始まった。社会党の川崎寛治議員等による野党質問が行われ国会論議は白熱化してきた。

- 同年9月22日、富士総合研究所主催の「富士経営者セミナー」に出講し、富士銀行大阪支店大会議室にて「税制改革の論点と課題—消費税導入で企業経営者はどうなるか」と題して講演(2:00~5:40)をする。なお、当日、衆議院本会議において夜7:30より「税制改革6法案」の趣旨説明が行われ政府提案の消費税導入法案の本格審議が開始された。
- 同年10月2日、全金同盟埼玉金属主催の「結成40周年記念講演会」に出講し、「労働組合と消費税」をテーマに講演(4:00~5:50)をする。
- 同年10月3日、サンミッククラブ会主催の研修会に出講し、東京芝弥生会館にて「どうなる税制改革—消費税どこが問題か」につき講演(5:00~7:20)をする。
- 同年10月6日、千葉県歯科医師会主催の講演会に出講し、千葉県医療センターで「税制改革の行方と歯科医院の税務対策」をテーマに講演(2:00~5:30)をする。
- 同年10月8日、社会党茨城県本部主催の「21世紀の政治を考える」講演会に出講し、茨城県教育会館にて「これでよいのか税制改革」と題して講演(3:30~4:45)をする。筆者の講述に続き、社会党の土井たか子委員長が講演(4:45~5:20)をした。水戸から東京への帰京の車中にて土井委員長の要請により会談し意見の交換等をする。
- 同年11月10日、相模原商工会議所主催の講演会に出講し、神奈川県相模原サンパレスにて「税制改革のゆくえと事業承継対策」をテーマに講演(3:00~5:50)をする。なお、当日、衆議院税制問題等特別委員会で、消費税の導入を主題とする税制改革6法案が与党自民党により強行採決された。
- 同年11月11日、早稲田大学の招聘により、早稲田大学小野記念講堂にて「税制改革の焦点と課題」を演題として、大きな会場を満席にした早稲田大学の多数の学生諸君に講演(4:10~6:10)をする。

当日は、衆議院税制問題等特別委員会で昨夕に行われた消費税導入の消費税法など、税制改革6法案が与党自民党議員による弥次と怒号の中で暴力的に力づくで単独強行採決の生々しい姿を新聞各紙が大々的に報道し、国民の税制に対する関心が一気に盛り上がっていた時であった。このため参集した学生諸君の熱気も非常に高まっており、講演は絶好のタイミングで盛り上りダイナミックに行われた。

講演では、「言論の府」であるべき国会が「暴力国会」に墮落した惨状につき論じ、政治家の欺瞞と策謀により強行導入されようとしている消費税の欠陥税制としての正体と民主政治の重大危機を訴えた強烈な講演に早稲田大学の学生諸君の興奮は絶頂に達した雰囲気であった。

多くの熱心な質問が相次ぎ政治の姿を反映した税制への関心が高まっており、質疑の時間も大幅に延長した。講演のあと、早稲田大学の教授との会食懇親会（6:30～8:20）に招待された。

- 同年11月12日、吉川芳男参議院後援会主催の研修会に出講し、新潟市ホテルサンマルコにて「税制改正によって中小企業の所得税・相続税・消費税はどうなるか」につき講演（3:40～5:50）をする。

吉川議員は、売上税廃案後で消費税導入の税制国会直前の第112回国会・参議院予算委員会公職会において公述人である筆者に、自民党を代表して質問をされた。その際、売上税導入に反対して筆者が月刊『文藝春秋』に発表した「税金を払わない大企業リスト」（1987年3月号）などの論文を取り上げて非常に好意的な発言をされ、政権与党の自民党の議員でありながら筆者の主張に肯定的な意見を述べられていたのである。そのような事情からしてか選挙区での後援会の集会での出講を要請されたものと思われる。なお、吉川議員は、その後に労働大臣に就任されている。

- 同年11月14日、中企連主催の講演会に出講し、東京四谷のホテルニュー

ーオオタニにて「これでよいのか税制改革—消費税でどうなる私たちの暮しと経営」と題して講演（3:15~4:30）をする。

- 同年11月18日、熊本商大の招聘により、同大学にて「どうなる税制改革—日本の税金ここが問題だ」を演題に講演（1:00~3:30）をする。講演のあと、同大学産業経営研究所主催の会食懇談会（3:40~4:50）に招待された。
- 同年12月24日、参議院本会議にて税制改革6法案が午後5時59分に遂に成立する。自民党と大蔵省が10年ごしの悲願としてきた大型間接税が新税に反対する国民を騙す狡猾な政治謀略により強行導入された。これにより1989（平成元）年4月1日から消費税3%がスタートすることになってしまい、これから消費税という大衆課税による安易な税源を政治家と官僚に与えたことにより、この国の将来の財政不健全化が懸念され暗澹たる思いを強くした日である。

2 消費税導入の「税制国会」での審議の時期において「竹下消費税」を批判し税制公正化のため不公平税制の是正の緊要なことを主張した論攻を新聞・雑誌等に発表して展開

- 1988（昭和63）年1月12日、「出直しの税制改革の課題とそのあり方—売上税関連税制の崩壊後の税制改革の焦点」を執筆し、『商学論纂』（中央大学商学研究会）第29巻第6号（1988年3月30日発行）に発表する。

同論文の内容は、次のようである。

- ① 序説—出直しの税制改革でなすべきことは何か
 - ② 不公平税制の元凶であるタックス・イロージョンとは何か
 - ③ 高いのは「税率」であり、「税金」ではない
——課税ベースの脱落が異常な高税率を生む——
 - ④ 現行の個人所得税制が抱えている不公平さ

- ④ 現行の法人税制が抱えている不公平さ
- ② 現行の個人所得税制が抱えている不公平性と改革課題
 - 利子・配当・譲渡所得など資産性所得に対する課税の欠陥が致命傷——
 - ① 貯蓄課税の改革課題
 - ② 配当課税の改革課題
 - ③ 有価証券の譲渡所得課税の改革課題
 - ④ 土地の譲渡所得課税の改革課題
- ③ 現行の法人税制が抱えている不公平性と改革課題
 - 課税の仕組みの改革とタックス・イロージョンの解消が課題——
 - ① 法人税制の抱えている問題点と改革課題
 - ② 外国税額控除制度の寛大性と制度の拡大運用の傾向
 - ③ 外国税額控除額の増大と操作的利用のあることを意識しての政府税調の答申
 - ④ 関係業界の圧力のため具体的な改革提案を明確に出せなかった政府税調の答申
 - ⑤ 外国税額控除の対象となる外国法人税の範囲をめぐる問題
 - ⑥ 国外所得金額の区分計算をめぐる問題
 - ⑦ 控除限度額の算定方式をめぐる問題
 - ⑧ みなし税額控除制度をめぐる問題
 - ⑨ 控除余裕額および控除限度超過額の扱いをめぐる問題
- ④ 出直しの税制改革への提言
 - 大型間接税の導入は何故に問題か——
 - ① 出直しの税制改革は、さきの政府案の「誤った発想」の根本的反省が前提

- ② 大型間接税を導入することは、税制を公正化することにはならず悪化させる
 - ③ 「タックス・ミックス論」に対しての疑問
 - ④ 所得税，法人税の税率の引き下げは，必要であり，そのための財源は十分ある
- 同年1月27日，「キャピタル・ゲイン課税は実施すべきだ—納税者番号制に立法措置を」を執筆し，『エコノミスト』（毎日新聞社）臨時増刊・1988年2月22日号に発表する。「公平にして公正」な税制は，株式のキャピタル・ゲイン課税からであることを強調し，次のことを論述した。
所得課税に空洞化／国民的合意で実施を／総合課税を原点に／垂直的公平が重要／タックス・イロージョンによる課税ベースの正常化
この特集には，筆者の論文に続いて証券団体協議会常任委員長の長谷川正名氏の「キャピタル・ゲインには賛成しかねる」と題する証券業界の立場からする反論が掲載されている。
 - 同年2月1日，「日本の『法人税』ここが問題」を執筆し，『プレジデント』（プレジデント社）1988年3月号（1988年3月1日発行）に発表する。
 - 同年3月2日，「税制改革に『新型間接税』は必要ない—一律悪平等課税は税の不公正を拡大」を執筆し，『近代中小企業』（中小企業近代化協会）1988年4月号（1988年4月1日発行）に発表する。
 - 同年3月8日，「日本の『相続税』ここが問題」を執筆し，『プレジデント』（プレジデント社）1988年4月号（1988年4月1日発行）に発表する。
 - 同年4月17日，「税制改革の手順を誤るな—竹下税制改革に物申す」を執筆し，『現代農業』（農文協）1988年6月号（1988年6月1日発行）に発表する。
 - 同年4月26日，「政府税制改革の基本姿勢を糺す—『新型間接税』の正体」を執筆し『公明』（公明党）1988年6月号（1988年6月1日発行）に

発表する。

- 同年5月17日、「税制改革の手順を誤るな」を執筆し、『速報税理』（中央経済社）1988年6月1日号（1988年6月1日発行）の「ビュー・アングル」に発表する。
- 同年5月20日、「不公平是正をうたいながら全く逆の効果をもたらす新消費税」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年7月号（1988年7月1日発行）に発表する。
- 同年6月8日、『DAYS JAPAN』（1988年7月号・講談社）に、告発キャンペーン「不公平な竹下税制を糾弾する—国はなぜ6兆円の財源を確保できる『富岡試算』に耳を傾けないのか」を発表する。

同論文では、「なぜ政府・自民党は『大型間接税』にこだわり続けるのか。“税制の理想”といわれる『直接税』を、もっと議論すべきではないか。大企業と資産家への優遇税制を見送って不公平是正の名のもとに大型間接税が導入されようとしている。本当にこの税制は国民のためのものなのか、まずその是非を明らかにしたい。」との趣旨のもとに、「政府・自民党の両税調が手をつけない不公平税制の実態を検証する」として、次のことを取り上げた。

- ① タックスヘイブンと目に余る大企業優遇税制
- ② いまの外国税額控除制度では日本の税金が浸食される
- ③ 資産家優遇税制の陰に隠れるから金持ちは臆病なほど用心深くなる
- ④ 宗教法人で節税ビジネス、大仏ブームは氷山の一角

最後にこの論文では、竹下税制改革による所得税と法人税の変化を反影させて最新版の「現行税制の不公平是正による増収額（試算）」を〔表3〕のように発表した。

〔表3〕 現行税制の不公平是正による増収額《試算》(1988年度 平年度分)

I 所得税(個人の所得税)

項目	計算の基礎	増収税額	改革提案
1.貯蓄課税の是正	個人貯蓄残高(推計) 455兆円 同上利子収入(63年分推計) $455兆円 \times 3.39\% (1年定期預金平均利廻) = 15兆4,245億円$ (1)非課税分(高齢者・母子家庭等) 1兆5,425億円(10%相当)……非課税 (2)一般預金者分(低率分離課税) 兆2,547億円(60%相当)……20%分離課税 (3)高額預金者分(総合課税または高率分離課税を提案) 4兆6,273億円(30%相当)……35%課税(追加分15%)	6,900億円	現在、預貯金の利子には一律20%の源泉分離課税だが、旧マル優を超えた分については税率35%で課税するものとする
2.配当課税の是正	個人の配当所得 1兆9,633億円 同上の配当税額控除(10%相当)……廃止	2,000億円	配当税額控除制度10%を廃止する
3.有価証券の譲渡所得課税の是正	個人の株式譲渡益 10兆円 同上の50%相当額 5兆円……30%課税 有価証券取引税の軽減による減収 1兆6,630億円……20%引下げ	1兆1,700億円	株式譲渡益について平均30%課税とし、有価証券取引税を引き下げる
4.土地の譲渡所得課税の是正	個人の土地の譲渡所得 11兆2,000億円 特例適用後譲渡所得 4兆1,000億円 差引:課税除外所得 7兆1,000億円 同上の50%相当額 3兆5,500億円……30%課税	1兆700億円	土地の譲渡所得のうち課税除外分の半額に課税し、平均30%課税とする
5.政治資金課税の是正	課税政治資金 1,000億円……30%課税	300億円	私的に流用されているものに平均30%課税とする
〔所得税計〕 3兆1,600億円			

II 法人税（法人の所得課税）

項目	計算の基礎	増収税額	改革提案
1. 受取配当課税の是正	受取配当益金不算入額 5,715億円 同上のうち大法人の子会社除外分 法人間配当無税の廃止（課税所得） 3,963億円……30%課税	1,200億円	法人間配当無税を廃止し、30%課税する
2. 配当軽減措置の廃止	配当軽減適用所得 2兆6,753億円 配当軽減税率の廃止……10%追加課税	2,700億円	配当軽減税率に10%の追加課税をする
3. 引当金制度の是正	貸倒引当金 2兆9,938億円 法定繰入率の圧縮 50%引下げ（課税所得） 1兆4,969億円……30%課税	4,500億円	貸倒引当金の法定繰入率を減らし、30%課税をする
4. 税務会計制度の自由化の是正	(1) 資産計上基準の緩和化の是正 5,000億円 5分の4 (2) 営業権の自由償却化の是正 5,000億円 10分の9 (3) 開発研究費の自由償却化の是正 2兆2,000億円 5分の4 (4) 企業利潤の社用消費化 (a) 福利厚生費の過剰支出 3,000億円 (b) 家事関連・公私混同支出 2,000億円 (5) その他 500億円 計（課税所得） 3兆1,600億円……30%課税	9,500億円	課税所得の計算の仕組みである税務会計制度の歪みによる差別的な弾力化・自由化を見直し、本来所得であるべきものをはつきりさせ、30%課税する
5. 外国税額控除制度の是正	外国税額控除による減収 4,074億円 (1) みなし外国税額控除制度の圧縮 550億円 50%抑制 (2) 直接・間接税額控除制度の是正 3,524億円 20%圧縮	1,000億円	海外で活躍する企業の外国税額控除制度の欠陥を全面的に是正する

6. タックスヘイブ ン濫用の規制強 化、海外取引に よる脱税の取締 の強化	(1) タックスヘイブ濫用の規制強化 (a) 規制地域内進出現地子会社 2710社 3,000万円 (1社当り) (b) 規制地域外進出現地子会社 500社 5,000万円 (1社当り) (2) 海外取引による不正経理・過少申告 脱漏所得 (推計) 計 (課税所得) 6,063億円……30%課税	813億円 ↑ 250億円 5,000億円	タックスヘイブにペーパー カンパニーをつくることで税 金逃れや、海外取引・海外会 社による脱税の摘発を強化し、 30%課税する
7. 公益法人・医療 法人・協同組合 課税の強化	(1) 宗教法人等公益法人の課税強化 (a) 宗教法人の課税強化 (b) その他の公益法人の課税強化 (2) 医療法人課税の是正 (3) 協同組合の課税強化	4,000億円 2,000億円 200億円 2,000億円	優遇されている公益法人等に 対して課税を強化する
8. 準備金・特別償 却等の租税特別 措置の整理	準備金・特別償却等の租税特別措置の整理	3,000億円 ↑	準備金・特別償却等の租税特 別措置を見直す

〔法人税計〕 3兆1,900億円

総 合 計 (増収税額) 6兆3,500億円

- 〔備考〕 1. おおむね1986年分 (1987年3月末) ベースにしているが、土地の譲渡所得については、1985年分によった。
2. 国税庁調査による「法人企業の実態」(会社標本調査結果報告)、政府税調答申「付属資料」および「審議資料」、大蔵省公表数値によるほか、推定により試算している。
3. 増収税額の算出に用いた適用税率は、大幅に抑制し低めの数値によっている。
4. 各項目別に税額は、100億円未満は四捨五入している。

- ・ 同年6月10日、『Economic Eye-A Quarterly Digest of Views from Japan』 June 1988 (KEIZAI KOHO CENTER, Japan Institute for Social and Economic Affairs) に次の論文を発表する。

“The Capital Gains Loophole”

ECONOMIC EYE/June 1988

After briefly trying out a system of taxing individual investors' capital gains after World War II, Japan restored their tax-free status in the early 1950s. Though few would claim that this exemption is equitable, many suggest that eliminating it is impractical, citing the difficulty of ensuring that all investors keep accurate track of their gains and losses and not evade the taxes due. But true tax reform requires taxing capital gains together with other individual income, based on a system of taxpayer IDs to guarantee general compliance.

Under Japan's individual income tax system, capital gains from the sale of stocks and other securities are tax-free in principle. Correcting this inequity is one of the most important tasks in the drive to reform the tax system and broaden the tax base.

The huge gap in the income tax

In theory a system of individual income taxes should have a comprehensive and progressive design, where “comprehensive” means that people pay taxes on their total incomes, regardless of source, and “progressive” means that high income earners pay at higher rates. Only with such a design is the burden of the tax apportioned in line with the ability to shoulder it.

In the years shortly after World War II the taxation of capital gains on securities met these criteria. At first, in 1947, half the amount of the profits became taxable as part of a person's total income. Then, after an American delegation led by the economist Carl Shoup came to Japan and assisted in the enactment of a comprehensive income tax in 1950, taxable income came to include all capital gains, and all losses became deductible.

But in 1953 this feature of the so-called Shoup setup was repealed. Since then capital gains have gone untaxed except in the case of frequent, large-scale transactions.

The dividends on Japanese stocks today offer a very meager yield to investors since the market prices are so high. Most people who invest in the stock market, therefore, do so in hope of cashing in on further rises in share prices. The money they make when they are able to sell their shares at a profit is indisputably income ; as such it should be taxed. The policy of taxing wages and most other types of income but granting tax-exempt status to the bulk of capital gains on securities creates a gaping loophole in the income tax system. We cannot avoid addressing this problem if we hope to correct the distortions of the tax structure in a balanced manner.

To give an idea of the scale of the problem, in 1986 the market value of all shares listed on Japan's stock exchanges jumped from ¥236 trillion to ¥355 trillion, a rise of ¥119 trillion. Since individual investors hold about 25 % of the stock, their capital gains can be estimated at about ¥30 trillion. Of course the gains actually realized were only those on the shares sold during the year, but sooner or later all the stock will be sold, at which time the full ¥30 trillion in potential gains will be translated into income. Applying a hypothetical tax rate of 20% to this figure, we find that the additional revenue would be the very substantial sum of about ¥6 trillion.

Steps need to be taken to close this huge capital gains loophole. In order to ensure that these profits are taxed fairly, methods must be worked out to enable the authorities to collect relevant information. Specifically, when stocks are traded the sellers should be required to submit official proof of their identity, and the securities firms handling the transactions should have to report them to the tax office. Effective measures should be taken, making the fullest possible use of computers, to promote the development of tax administration machinery that will permit the accurate assessment of taxable gains.

Taxpayer IDs : A sensitive question

Nobody would deny that when capital gains are exempted from taxation

as a rule, an inequity in the tax burden results. The main reason this defect has not been remedied, we often hear, is that gains are technically difficult to tax. Before taxes can be imposed, we are told, a system of taxpayer identification numbers must be instituted, filing of reports must be mandated by law, and computer networks must be consolidated.

These are reasonable points, but some of the other objections that have been raised are of less value. One is the assertion that embarking on taxation of capital gains in the absence of methods to allow deductions for capital losses and to block falsified loss claims would cause the tax to fall entirely on the shoulders of honest taxpayers, creating a new and pernicious inequity in the tax system. Another is the suggestion that the prospects for a smooth-functioning system are dim, since the average individual would have extreme difficulty in calculating gains and losses and would feel overburdened by the bookkeeping requirements. Technical problems like these should be considered, but they are no excuse for letting large hunks of income escape taxation. Doing so represents a major flaw in the tax system and perpetuates social injustice.

In the tax deliberations in the National Diet last year, the opposition called for gains on stock transactions to be taxed as part of income and recommended that a taxpayer identification system be created. But the ruling Liberal Democratic Party refused to go along. Its representatives say that while moving toward taxation of capital gains is to be desired, the nation is not ready to accept the taxpayer ID system that a comprehensive tax would require. The absence of enthusiasm within the LDP for correcting this glaring defect in the tax system must be deemed deplorable, even though it may stem in part from the party's consciousness of public hostility toward taxpayer IDs.

Without doubt moves to create an ID system would meet resistance. When the authorities tried to set up a "green card" system several years ago, mainly to prevent people from putting more money into tax-free savings accounts than they were legally entitled to, the plan had to be scrapped even though the legislation for it passed the Diet. But the social climate is different today, as we get tax reform off to a fresh start amid

widespread calls for efforts to realize a just society. The conditions for social acceptance of taxing capital gains have fallen into place.

Taxpayer identification in the United States makes use of the social security number assigned to each person. These numbers, which apart from their tax and social security uses are widely employed when applying for driver's licenses, passports, and so forth, reportedly ran into some opposition in the beginning, but now, partly because arrangements were worked out for protecting taxpayers' privacy, they have gained solid acceptance. When most Japanese hear talk about IDs the images that spring to mind are rather gloomy-like that of a nation of people forced to wear dog tags. But in fact no law-abiding individual needs to fear that an ID system would curtail his or her freedom in the least. If our goal is fair taxation, we should seek public support for the taxpayer IDs that are one of the systems necessary for attaining it.

Half-baked reform concepts

Last year's reform legislation substantially revised the taxation of interest income, mainly by closing down most tax-free savings accounts, and it also expanded the scope of capital gains subject to taxation. The old rule had been that gains lost their tax-exempt status when an investor made 50 or more transactions involving 200,000 or more shares in a single year. The new rule, set by government ordinance, lowers the threshold to 30 transactions and 120,000 shares, and it extends coverage to futures dealing.

Some people have been talking as if this strengthening of capital gains taxes has essentially eliminated the past unfairness, but this is highly questionable. As long as the tax office has no easy means of checking whether investors are complying with the rule, its effectiveness is not likely to be anything to boast about. Thus far, after all, only about 100 of Japan's big investors have been conscientious enough to report their taxable gains each year.

Last summer reports began circulating to the effect that the Ministry of Finance was preparing to terminate its policy of treating capital gains as tax-exempt in principle. The policy switch, we were told, would be a

central pillar of the tax reform for the fiscal year beginning in April 1988. But the system being studied is of the half-baked sort, as revealed by the following summary of the deliberations reported in the daily *Asahi Shimbun's* September 20 issue.

“Since investors strongly oppose the use of taxpayer IDs to keep track of sales profits, a dual system is under study. People who wish not to divulge their name and address could opt for separate taxation, in which case their securities firm would collect a tax amounting to some percentage of the value of the shares sold. Those who identified themselves, meanwhile, would add their profits to their income and pay the comprehensive tax. They would be required to keep a record of the buying and selling prices and to submit it to the tax office ; when they had losses their tax bill would go down.”

Now that interest income has become subject to general taxation (albeit in the somewhat irregular form of a separate, flat-rate withholding tax), these deliberations to be warmly welcomed, both because they promise to bring the assessments on different types of asset income into better balance and because they can enhance the tax system's fairness. But providing investors with the option of a separate tax is unwise, and it is also wrong to make this a flat-rare tax (reportedly a rate of 2% or so is under study) to be applied to the amount of each transaction. Such a tax would be nothing more than a second levy tacked onto the existing securities transaction tax. Though it would indeed bring in additional revenue, it would do little toward making income taxes more equitable. And because high-income taxpayers would naturally select this option to conceal the true size of their income, it would not contribute to accurate assessment of income levels.

The reform we must set our sights on is one that takes us back to the original principles of the income tax, which should properly be levied on individuals' total incomes. We must embark with courage on bold efforts to build a national consensus for the implementation of this sort of comprehensive income tax, backed up by the introduction of a taxpayer ID system.

- 同年6月20日、「すべて“初めに導入ありき”のため抜け穴と矛盾だらけの消費税」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年8月号（1988年8月1日発行）に発表する。
- 同年7月5日、「課税所得の範囲をめぐる事実認定」を執筆し、『税経通信』（税務経理協会）臨時号・1988年8月号（1988年8月10日発行）に発表する。
- 同年7月19日、「その“本質”と“性格”が不明でアイマイな消費税」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年9月号（1988年9月1日発行）に発表する。
- 同年8月7日、「消費税に対する究極の批判」を執筆し、『不公平税制をただす会報』（不公平税制をただす会）1988年9月号（1988年9月1日発行）に発表する。
- 同年8月21日、「消費税のタイプが招いている重大な矛盾と欠陥」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年10月号（1988年10月1日発行）に発表する。
- 同年9月7日、「法人企業課税の実態と改革のあり方」を執筆し、『不公平税制をただす会報』（不公平税制をただす会）1988年10月号（1988年10月1日発行）に発表する。
- 同年9月20日、「生活必需品にも課税する消費税の苛酷な実態」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年11月号（1988年11月1日発行）に発表する。
- 同年9月29日、「政治の舞台に科学的照明を点火—会計の社会的役割」を執筆し、『中央評論』（中央大学出版部）1988年11月号（1988年11月1日発行）に発表する。
- 同年10月17日、「税務行政の悲劇と納税者の怒り」を執筆し、『波』（新潮社）1988年12月号（1988年12月1日発行）に発表する。

- 同年10月19日、「ぜいたく品にも生活必需品にも同率で課税する消費税の不合理さ」を執筆し、『現代農業』（農文協）1988年12月号（1988年12月1日発行）に発表する。
- 同年10月21日、「消費税と国民経済」を執筆し、『法学教室』（有斐閣）1988年12月号（1988年12月1日発行）に発表する。
- 同年11月10日、「不公平と矛盾に溢れた竹下消費税」を執筆し、『山形新聞』（山形新聞社）1988年11月13日号（1988年11月13日発行）に発表する。
- 同年11月15日、「悪平等な大衆課税による弱い者いじめをやめよ」を執筆し、『現代農業』（農文協）1989年1月号（1989年1月1日発行）に発表する。
- 同年12月1日、「導入される消費税の特徴と問題点」を執筆し、『商学論纂』（中央大学商学研究会）1989年3月1日号（1989年3月1日発行）に発表する。
- 同年12月1日、「消費税の構造的な問題点の検討」を執筆し、『商学論纂』（中央大学商学研究会）記念号（1989年3月1日発行）に発表する。
- 同年12月13日、「消費税の最大の抜け穴“簡易課税制度”の欠陥」を執筆し、『現代農業』（農文協）1989年2月号（1989年2月1日発行）に発表する。

V 欠陥新税の告発書『これが今度の消費税だ』を出版

——消費税導入に反対する学理的実践的論拠を明示——

1 竹下政権により導入が企てられた消費税について『これが今度の消費税だ！』を出版し不公正な税制拡大の謀略を告発

売上税法案が廃案になり、その導入が阻止されたが、自民党と大蔵省は、なんとしても大型間接税である付加価値税を「消費税」の名のもとに導入しようとして、国民に挑戦したのである。

そこで、売上税に代わって登場してきた消費税とは何か。その中身は何か、それが持つ問題点は何か、につき明らかにするために『これが今度の消費税だ—その影響は・仕組みは・捉え方は—』（中経出版・1988年7年25日発行）を刊行した。

同書では、消費税の導入は、「安易にして便宜的な“理念なき課税方式”への現実妥協による“アバウト課税”への墮落である」とし、その不公正さを厳しく糾弾した。私の主張したい趣旨と狙いを「はじめに」において、以下のように記述した。

「いま税制改革論議が、国民経済と国内政治の最大の課題として進められ、その主たるねらいは「消費税」という名の新大型間接税の導入であることは明らかです。

竹下首相は、税制改革に関する自らの考えを明らかにし、「税制改革は、税制のゆがみを直し、所得、消費、資産の間でバランスのとれた税体系を新たに整備することによって、国民の税に対する重い負担感、不公平感の解消を図ることを最大の目的としている」と述べています。そして特に、「消費課税制度を思い切って適切な形に改め、物品・サービスの消費に対し、“広く、薄く、公平に”課税する『消費税』を新設することがぜひとも必要と考える」と強調しています（政府の「税制改革要綱」の決定に際しての「首相談話要旨」より）。

しかし「消費税」のような大型間接税の導入は、安易にして便宜的な“理念なき課税方式”への現実妥協による“アバウト課税”への墮落であり、租税の基本理念に逆行し、税の不公正を拡大することになります。竹下首相の考え方は、税哲学の好ましくない方向転換であり学問的に賛成できません。

新大型間接税を導入する前に、政府がやるべきことは山ほどありま

す。私はまず、次の3つのことを提言しておきたいのです。

- (1) 新大型間接税によらない真の減税を、まず先行して断行すること
- (2) 不公平税制を是正し、税における「公正」と「正義」を回復すること
- (3) 新税の提案が必要ならば、まず国政選挙に問うてからすること

国民の最大の関心と本当の願いは、不公平税制の是正であり、租税における公平原理を回復することであると考えます。混乱し混迷している租税政策の正常化を図り、税制の尊厳と権威の確立、国民による高い信頼の獲得こそが、国政の最大の急務であると信じます。

本書は、竹下内閣より提案されている「消費税」の仕組みと実際の内容、およびその本質を点検しながら、それが大きな問題を含んでいることを明らかにし、国民の皆さまが税制改革を考えるための判断資料を提供しようとするものです。

税制は、まさに政治の顔です。私は税における公正と正義の実現を心から念じながら、真の税制改革はいかにあるべきかにつき、これからの日本の国づくりを考えながら、国民の皆さまが誤りなき賢明な選択をされることを期待してやみません。」

2 租税原理からみた消費税の本質的な欠陥

竹下政権が導入を策謀している「消費税」は、租税原理からみる時は、重大な欠陥があることを、同書において、以下のように記述している。

「今回導入されようとする消費税には、租税原理上から重大な欠陥があり、次のような問題点が指摘されます。

- ① 税負担の公正——「真の公平原理」に逆行する問題点

「消費税」は、もともと消費に内在する担税力に着目して、その消費

支出に課税するもので、所得課税を補完するものに過ぎないのです。消費課税は、「担税力を示す消費」に負担を求めるものです。このために、現行の物品税は、大型モーターボートや貴金属時計には30%、ボーリング用具、高級たんすには20%、中型モーターボートやステレオには15%、小型モーターボートや香水には10%、化粧品には5%というように、本来的には、それぞれの物品の奢侈性に依じて税率を異にしています。

しかし、広く消費一般に、普遍的に、しかも、単一税率の消費税に移行した場合には、「宝石を買っても、作業服を買っても税率は同じ」ということになってしまいます。付加価値税のような大型間接税は複数税率を設定しない限り一律課税となり、担税力の差異を示す「消費の内容」、すなわち質ではなく、「消費の大きさ」すなわち量だけを基準として画一的に課税されてしまうことになります。これでは、水平的公平は保てても、所得水準に対しては逆進的となり垂直的公平は侵されてしまいます。

政府税調は、新型間接税の導入は、「税制全体の負担の公平感を高める等の要請に応えるためにも、必須のもの」としてはいますが、そこでいう「公平」は、単なる“水平的公平”にすぎず、“垂直的公平”を重視した真の公平——「公正」な課税とはいえないのです。

垂直的公平は所得課税において求められるもので、消費課税には所得の再配分機能を求めるべきではないという考え方だというかも知れません。しかし、所得課税の補完税として消費課税を位置づけるとき、果たして、消費の質（消費のもつ担税力の差異）を無視して担税力を測定することでよいか否かを根本的に吟味する必要があります。

特に、所得税率のフラット化、最高税率の引下げなど、高額所得者に対する税負担の軽減とパッケージにして消費課税の大改革が提案されているだけに、消費課税における弱い者いじめの大衆課税の逆進性の問題

点は軽視してはならないのです。

② 課税品目や税負担のアンバランスについての問題点

これまでの物品税等の個別消費税が、課税物品を設定し、増加する場合には、それぞれ、それなりの理由があったはずで、それは、奢侈品重課とか国産品保護、中小企業保護など、物品の奢侈度、便益度などを考慮したものです。しかし、結果的にみると、恣意的に課税物品が選定されているようになってしまっており、アンバランスが存在することは確かです。

問題の責は、これを放置し、改正しようとしなかった課税当局にあるのです。それにもかかわらず、課税当局も、政府寄りの学者の多くも、いまでは、これを個別消費税がもっている本質的欠陥であるかのように言い、あたかも、その是正が不可能であるかのように説明して、個別消費税制の改善努力を放棄し、その欠点の是正策を実行しようとしなくて、ひたすら大型間接税の導入への途を、ひた走ろうとしている状況にあると言わざるを得ないのです。

また、現行の物品税のアンバランスは、消費の多様化、均質化だけではなく、課税物品の見直しに政治的圧力が加えられたため、適切に行うことが妨げられたという事実をも指摘しておかなければなりません。OA機器の課税物品への取り入れの失敗にもみられるように、密室の中で行われた従来の改正手法について猛省を促す必要があるでしょう。

以上のような反省に立って、国民の消費動向に応じた課税物品の選択を提案し、個別消費税の改善合理化へのチャレンジをなすべきだと考えます。消費課税制度は、その税目の特性からして、現行の物品税制度を改善して継続することが望ましいのです。課税品目に存するアンバランスは、課税対象物品を毎年見直し、追加、改廃を行えばよいのであり、このための検討と努力を怠ってはなりません。

③ サービス課税のあるべき方向

現在、サービス課税としては、国税として入場税、通行税、地方税として料理飲食等消費税、娯楽施設利用税がありますが、いずれも限定的で不公平なものが多いです。

経済のソフト化、サービス化への対応としては、現代的なサービスと言える情報、広告、宣伝、運輸、通信サービスなどを対象とする個別サービス課税を行うべきで、そのあり方を検討すればよいのです。」

3 消費税導入に反対する本質的な論拠10か条

同書においては、私が大型間接税の消費税の導入に反対する理由を「10の論拠」として、次のように挙げておいた。

〈第1の理由〉

行政改革と財政改革が不十分な段階で、政治家と官僚に安易な財源を与えてはならない

(行政改革、財政改革が停滞している政治情勢の現状からみでの反対論拠)

〈第2の理由〉

広く消費一般に課税する普遍的間接税は、原理的に不公平な構造的な性格をもつものである

(その税目の抱えている原理的・本質的な問題点からの反対論拠)

〈第3の理由〉

新型間接税導入は、低所得者への増税と高所得者への減税をもたらすことになり、垂直的公平に逆行する

(弱者いじめの逆進性が租税理念に反することからの反対論拠)

〈第4の理由〉

直間比率は正論や普遍的間接税の導入論は、ひたすら税における不公正を拡大する

（国情や税文化の伝統を無視した「増税装置」の設定であることからの反対論拠）

〈第5の理由〉

新型間接税は、計算技術的にも構想的にも複雑で実践的にも多くの難点・矛盾点を抱えている

（構想されている新税の実務的・会計技術的な問題点からの反対論拠）

〈第6の理由〉

わが国独自の複雑な流通機構の特殊事情が、新型間接税を極めて難しくしている

（流通機構の複雑性や特殊事情への対応が困難であることからの反対論拠）

〈第7の理由〉

大型間接税には、直接税よりも、かえって執行面に大きな困難と混乱が生ずるおそれがある

（大型間接税の税務行政執行面の非効率性からの反対論拠）

〈第8の理由〉

新型間接税導入は、内需停滞・物価上昇・国際摩擦を招くなど、経済政策の基本に逆行する

（内需拡大に逆行、国内経済が停滞、国際問題も激化することからの反対論拠）

〈第9の理由〉

税としては所得課税が最も公正であり、大型間接税の導入は租税体系を改悪することになる

（所得課税中心の現行の租税構造の堅持の重要性からの反対論拠）

〈第10の理由〉

税制改革は、現行の所得税制と法人税制にある不公正についての是正が先決である

（新税導入を云々する前に、まず「やるべきこと」があるという立場からの反対論拠）

VI 国会の衆参両院予算委員会の公聴会にての意見公述

——消費税収が組み込まれた最初の予算案の審議時——

1 衆参両議院における研究者としての意見陳述・公述

この時期において国会における私の意見陳述と意見公述の活動は、次のようであった。

- ① 1985年2月 衆議院大蔵委員会参考人意見陳述（1985年2月27日）
- ② 1988年3月 参議院予算委員会公聴会意見公述（第112回国会・1988年3月22日）
- ③ 1989年3月 衆議院予算委員会公聴会意見公述（第114回国会・1989年3月2日）
- ④ 1989年5月 参議院予算委員会公聴会意見公述（第114回国会・1989年5月18日）

2 売上税廃案後で消費税導入前の1988（昭和63）年3月の第112回国会の参議院予算委員会公聴会にて意見公述

1988（昭和63）年3月22日、「売上税」廃案後で「消費税」導入の「税制国会」直前である第112回国会の参議院予算委員会の公聴会に出席し、意見公述をする。

(1) 公聴会開催の時期と参議院らしく平穏で冷静に会議が進行

この第112回国会での公聴会は、中曽根「売上税」の廃案（1987年5月27日）の10ヵ月後で、竹下「消費税」の国会提案（1988年9月22日）の6ヵ月前の時期に行われたものである。

“売上税騒動”の熱がさめた後、竹下内閣が巧妙な政治戦略による消費税導入の策謀が潜行しつつある時期であり、税制改革をめぐり与野党が激突する緊迫した状況が到来していない時である。

このためか、比較的冷静に公述人の意見を静聴して頂くことができた。特に、後日、消費税導入推進の政党である自民党からの質問者が人格者であり、会議録にみるように、私の所論に極めて好意的であったことを特記しておかなければならない。後日、大臣に就任された同議員からは、公聴会の後に、選挙区での講演会への出講を求められて丁寧な対応を受けたりした。

(2) 参議院予算委員会における「公述要旨」の配布資料

公聴会において、所定の手続を経て国会承認を受けて公述時に用いた配布資料は、次のとおりである。

参議院予算委員会公述要旨（昭和63年3月22日）

中央大学教授 富岡 幸雄

第1 税財政改革のための基本的前提

—まずもって、なすべきことは何か—

巨額の財政赤字を縮め、国家財政の健全化を回復し、その機能を発揮せしめるためには、次の措置を講ずることが必要である。

1. 高度成長時代に巨大化した行政機構の徹底的な縮小効率化を実現し「行政改革」を一段と徹底して断行すること。特に、地方の「行政改革」に特段の力を注ぐことを求めたい。
2. 歳出構造の抜本的な改革刷新を勇敢に強行し、支出の合理化・効率化による歳出の徹底的削減を強力に推進すること。そのためには「政治改革」の断行を強く求めたい。
3. 租税理念の原点に立脚し、現行税制の歪みを是正して真の公平原理の回復を目指す税制の根本的改革を強力に断行することにより、租税負担の公平化を図りながら適度の増収・増税を図ること。

第2 現行既存税制の不公正の是正が先決

—応能負担原理に立脚した租税正義の回復—

税の基本的あり方の原点である応能負担原理に適合した公平にして公正な税制の確立を目指すべきである。

1. 不公平税制の元凶は、タックス・イロージョンである。
— 課税ベースの著しい浸蝕化が日本税制の最大の欠陥—
2. 高いのは「税率」であり、「税金」ではない。
— 課税ベースの脱落が異常な高税率を生む—
3. 現行の個人所得税制が抱えている不公平さ。
— 資産性所得に対する課税の欠陥が致命傷—
4. 現行の法人税制が抱えている不公平さ。
— 実態から遊離した課税の基本的仕組みと課税対象の浸蝕化—

第3 大型間接税の導入問題への所見

— その導入が何故に問題か—

いまの日本の税制に求められているのは「平等」ではなく、現行の既存税制の見直しによる「公正」と「正義」の回復である。

1. 一般消費税タイプの普遍的な大型間接税の導入は税制の不正を拡大する。
— 一律課税は税の公正化に逆行する—
2. タックス・ミックス論（所得と消費と資産のバランスをとった課税をすることがよいとする考え方）には問題がある。
— 直間比率是正論への根本的疑問—
3. 所得税が担税力に最も適合した最良な税金である。
— 公正な制度の確立と適正な執行の確保が急務—
4. 所得税、法人税の税率の引下げは必要であり、そのための財源は十分にある。
— タックス・イロージョンの解消による税率の大幅な引下げの断行—

3 最初の消費税収5兆9,400億円が組み込まれた予算案の審議をした

1989（平成元）年3月の第114回国会の衆議院予算委員会公聴会にて意見公述

1989（平成元）年3月2日、「消費税」導入を衆参両院で強行可決の後の実施直前における初の「消費税収」を含めた予算案を審議する第114回国

会の衆議院予算委員会の公聴会に出席し、意見公述をする。

- (1) 公聴会の時期と与野党対決の政治権力の修羅場の議場で弥次と怒号による妨害のなかで学問的信念に基づき消費税の「凍結」を断固として強力に主張し政府与党の権力と闘った会議

我が国で消費税が国の予算に歳入として初めて計上された予算案の審議を、その実施直前で、まさに、「列島騒然」という状況のなかにおいて開かれた厳しくも歴史的な国会である。消費税をめぐる葛藤^{かつとう}と相剋^{そうこく}の歴史は、この時から始まったのである。

与党自民党は、後に衆議院議長にまでなられた大幹部である最高・最強のエースを登場させ、私の意見公述に対し総力をあげて妨害してきた。与野党対決の物凄く険悪な雰囲気の中で身の危険さえも感じるような風圧であった。

極めて劇的な品格のない言葉で、公述人として招いていた私に対して与党自民党の議員は攻撃を集中してきた。公述の途中で屢々、私の意見陳述の音が、かき消されるような“弥次”の物凄さと、“怒号”の激しさを経験した。

私も怒りをこめて「人が話をしている間は静かに聞け」「意見があるなら、後で質問をして下さい」と、こちらも反撃し大きな声をはり上げて意見公述を展開した。

最終的には、断固として「消費税」の「凍結」を主張し、国会議員の反省を強力に求め続けたのである。

- (2) 私の「消費税凍結提案」がデモクラシーに逆行すると厳しく批判した自民党綿貫民輔議員の所見の主要な論点

自民党は、最高・最強のエースであり後に衆議院議長の重責まで荷われた超大物の綿貫民輔議員を登場させて私の公述に強力に反撃してきたのである。

当日の公聴会における綿貫議員の私に対する批判の主要な論点は、次のようである。

- ① 消費税という税制法案は既に国会で成立しているのであり、デモクラシーを信奉される富岡教授が、実施を前にして消費税の凍結を主張することには「大変ひっかかるものがあり」おかしい。
- ② デモクラシーというのは、議会制度の多数決によって物事が決まることである。消費税法案は国会で多数決により採決され法律として成立しているのである。
- ③ 消費税の逆進性につき批判しているが、この問題については竹下首相が国民の側に立ってのその懸念について、この国会で解説をしてくれている。
- ④ 税制の不公平を直すことについては、これを直すことにつき検討してくれており、今回は所得、消費、資産のいろいろな面での公平を考えて、この税制が提案され成立しているのである。
- ⑤ 竹下首相は、この税制をやれば、必ず「やってよかった」と言われるということを言明しておられる。
- ⑥ 消費税の批判について学生の論文まで紹介されたが「生活体験も未熟な学生の論文」を読んで批判されたり、まだ実施もしていないものについて、やがて「税率が上がるだろう」という想定をして反対するのは、デモクラシーに逆行する意見である。
- ⑦ そのような教育がなされる日本の国に対して大変大きな危惧を持つものであり、このことを強く公述人にも申し上げると強調している。
- ⑧ 公述の途中で自民党の質問者でない他の議員から「おまえの講義を聞いた学生はかわいそうだ」という理不尽にして品格のない弥次が発せられていた。

(3) 自民党の綿貫民輔議員からの私の公述意見についての批判の主要な論点に対する総反論の要旨

私の公述意見に対する自民党の綿貫民輔議員による批判の論点については、多くの疑念があり反論を要することが極めて多いのであるが、その主要な焦点は、次のようである。

綿貫議員は、消費税法案は先の国会において成立しているので、その凍結論を主張するのは正しくないと批判されている。

私に意見公述を要請した衆議院予算委員会は、この消費税収入を歳入予算案に初めて組み入れた歴史的意義を有する1989（平成元）年度の総予算案を審議している国政の場である。したがって、私が自己の学問的信念に基づき、その導入に反対してきた消費税の施行に対して、その直前において、その「凍結論」を主張することは、けだし公述人としての職責であり、当然のことである。

もとより、この問題については見解の分れるところであり、意見の相違はあったとしても、ことさらに批難されるべき筋合はないものとする。このことは、当日の委員会の冒頭において、大野明委員長より「平成元年度総予算に対する御意見を拝聴し、予算審議の参考にいたしたいと存じますので、どうか忌憚のないご意見をお述べいただくよう御願い申し上げます」と発言されていることからしても、けだし当然であり、何ら批難されるべきではない。

政府・自民党と大蔵省が半世紀にわたる悲願としてきた消費税が、漸くのことので1989（平成元）年4月から実施されることになっている直前である1989（平成元）年3月2日の衆議院予算委員会において公述人とは言いながら、その消費税に猛反対の意見を表見し「消費税凍結論」までを堂々とブチ上げたのであるから、圧倒的多数の議席を有する強大な与党自民党を代表しての質問者としては必死の思いで反論を展開することは、その御

立場上からしても、けだしやむを得ないことであるとは思われる。

政治権力を行使している与党の大幹部としての御発言であり、その気持は判らないでもないが、それにしても、綿貫議員の私の意見に対する反論は激烈であり、私自身に対しても容認し難い批判の言詞までを表明されたことは甚だ遺憾であると言わざるを得ない。

(4) 国民だましの「公約違反」で獲得した議席数により単独強行採決までして暴力的に可決した多数決が、果たしてデモクラシーと言えるであろうか

自民党の綿貫民輔議員は、私に対し「デモクラシーというのは議会制度の多数決により物事が決まること」だと勇ましく胸を張って表明された。これは建前としては、そのように考えることもできるかもしれない。しかし、現実には、そのような綺麗ごとではなく、こと消費税の導入をめぐつては、まさに「政治謀略」そのもの欺瞞ごまんと策謀さくぼうの凝縮ぎょうしゆくである。このことは、以下の指摘により明確なことである。

① 竹下政権が創設した「消費税」は、政権が代わっても公約違反の政治謀略により導入されたものである。

自民党の竹下政権が1988（昭和63）年末に「消費税」を創設導入した時の衆参両議院の議席は、前総理の中曽根首相が「大型間接税は導入しない」という公約をかかげた1986（昭和61）年の衆参両院の同日選挙で得られたのである。たとえ、中曽根政権から竹下政権への政権交代があったとはいえ、この事実は消えていない。

消費税は、まさに中曽根前首相が導入しないと公約した大型間接税そのものである。その意味において現存し、国民から日々時々刻々徴収している消費税は“公約違反”の政治家の「ウソ」で生まれた税金であることは否定することのできない歴然たる事実である。このような欺瞞により獲得した議決による「多数決」が、本当の意味におけるデモクラシーによる行動であるとは考えられない。

国民を甘くみて「ウソ」を公言し公約違反で国民の反撃を受け「売上税」を廃案とした中曽根流と、国民にはわかりにくい狡猾な手法で野党との裏取引をするなどダーティーな国会運営で「消費税」の強行導入をした竹下流は、対照的であるが、ともに国民の政治不信を増幅した危険な政治謀略である。

② 多数決により議決されたというのが消費税法案は与党自民党の強行採決による政治権力の暴力的行使により成立したとするものである。

自民党は、1988（昭和63）年11月10日午後5時40分すぎ、衆議院税制問題等特別委員会（金丸信委員長）で、消費税法案など、税制改革6法案を一部修正のうえ、弥次と怒号のなかで単独採決を強行、賛成多数で可決されたのである。国会は、本来の「言論の府」であることを忘れ、力と力の対決による「怒号国会」と化した。

国民生活に深刻な影響を与える新税「消費税」は、このような極めて異常な国会運営により非正常な形で生み出されたのである。それでもデモクラシーに適合した政治行動と言えるのであろうか。この「消費税」という税金は、国民から歓迎されることなく、政治権力の暴力的行使により誕生させられた“悲劇的”な「業」を背負った「怪物」となったのである。

(5) 中央大学の学生諸君の論文の紹介につき学生を侮辱した言詞と教育内容に干渉した発言は絶対に容認し難い

私が意見公述において、中央大学の学生の消費税批判の所見を紹介したのに対し、自民党の綿貫議員が「生活体験も未熟な学生」とまで表見し、学生を蔑視した発言をされたことと、「そのような教育がなされる日本の国に対して大きな危惧を持つ」とまで発言されたのである。

このように見方によっては教育内容に干渉したり、学問研究の自由を抑制すると思われるような発言までしておられたのは、果していかがなものであろうか。政府・与党の権力主義を背景とする政治家による私への反論

と言うべきであろうが、甚だ遺憾なことであり到底これを容認することができないことを明言しておきたい。

4 消費税の実施直後の1989（平成元）年5月の第114回国会の参議院予算委員会公聴会にて意見公述

1989（平成元）年5月18日、「消費税」実施直後に、初の「消費税収」を含めた平成元年度予算案を審議する第114回国会の参議院予算委員会の公聴会に出席し、意見を公述する。

(1) 参議院の公聴会における公述意見

この参議院における意見公述の趣旨は、前述した衆議院での陳述と同じく、論点は、次のようである。

- ① 最悪の不公正税制である逆進性の強い庶民いじめの「消費税」を凍結して、税制改正をやりなおすこと。
- ② 現行税制に存在する不公正税制を徹底的に是正し、税制に対する国民の信頼と尊厳を確保するよう税制の公正化の実現につとめること。
- ③ 地球のスケールでの税逃れを見逃している国際課税の欠陥を是正することに集中的にアタックし、「国に税金を払わない大企業」の存在をなくすこと。

(2) 国会の公聴会での意見公述証言で学的成果の実践化を志向して社会進出にエネルギーを爆発させ自己の学説を国政に反映

1987（昭和62）年度から実施された税制抜本改革に際しては、衆参両議院の予算委員会の公聴会に再三にわたり公述人として出席し、税制改革のあり方につき所見を公述し、学問的所信を国政に反映させることに努めてきた。その主張の基本は税制の公正化を理念とし、これまで税制の主力であった直接税に存在する不公正の是正に力点を置くとともに、反消費税を基調としてきた。

Ⅶ 民意を無視し老獪な政治謀略による消費税強行導入

——国会は舞台裏での工作で国民には「アメ」と「ムチ」——

1 売上税廃案の後で民意を無視して狡猾な手段で竹下政権により消費税の強行導入

売上税の廃案により中曽根政権の退陣後、竹下政権が登場し、中曽根政権とは異なる手法により、名前を「売上税」から「消費税」に変え、税率を「5%」から「3%」に下げ、与党自民党と大蔵省の10年ごしの悲願としてきた大型間接税が新税に反対する国民を懐柔する狡猾な手段で強行導入され、1989（平成元）年4月1日から実施された。

それは、中曽根売上税に反対した業界には「アメ」と「ムチ」で、懐柔^{じゅうじゆう}と威嚇^{いかく}をし、国会では衆参両院とも強行採決に続く強行採決により「力づく」での「理念なき税制改革」の強行であった。

導入された消費税は、欠陥と矛盾だらけの「酷税」と言うほかない代物である。しかも、税制の抜本改革を行うなどと言いながら、不公正税制の是正は、おざなりで、殆ど手つかずのままで税制における不公正さは益々拡大し大きな禍根を残すことになってしまった。

2 消費税に反対を続ける業界には、行政のあらゆる手段で弾圧の「ムチ」を振り沈黙させ、賛成に転じた業界には行政支援の「アメ」を配給して懐柔

国会では、もっぱら舞台裏での手練手管による手段を選ばないダーティーな駆け引きが行われる。これとともに、業界には「アメ」と「ムチ」を巧みに使い分けて、これまで売上税に猛反対していたグループを押え込み、沈黙させた。

中曽根政権時代に売上税に猛反対していた業界の幹部の企業には国税庁

を動員して税務調査が厳しく行われた。業界のリーダーとなっている大物の企業にはマル査と言われる国税局査察部による強制捜査さえも行われたのである。国税権力による苛酷な税務調査のターゲットとなることは事業家にとって最大の脅威である。税制改革も大事だが、企業の経営者にとっては商売ができなくなるような徴税権力による摘発を受けることは重大事である。

当時、マスコミを中心に世にいう「売上税を潰した3悪人」といって挙げられていたのが、売上税反対の急先峰であった或る大型小売店の業者団体の会長と、或るテレビ局の高名なニュースキャスターと、それに学者としての私であった。

その業界団体の会長が、或るパーティーの席上で私に、「政府権力と争っても商売人としては、よいことはないよ。長いものには巻かれろだね」と語ってくれたことを聞いて驚いたのである。竹下政権による大型間接税に逆らう業界に対する行政権力の動員による“なり振りかまわない”弾圧が、いかに業界全体に厳しい大きな影響を及ぼしていたかを感じる雰囲気であった。

その結果、多くの業界が大型間接税反対の旗を降ろしたり、大きな声で反対する業界が減っていたのである。私と一緒に反売上税の闘いを堂々としてきた業界や団体のうち、反対の体列から離れて姿を消したのも相当数になってきたのが真相である。

消費税導入に反対する勢力に対しては、業界だけではなく、マスメディア、言論界、学界をはじめ、あらゆる分野において政治権力による「ムチ」である圧力による「威嚇」が行われたのである。後述するように、私も被害を受け税理士会に対する講演が中止となった経験がある。

これに反し、売上税に反対してこなかった業界や、積極的に消費税に賛成を表明しないまでも、改めて消費税に反対を表明していない団体、売上

税に反対していながら消費税には反対の声を上げなくなった業界に対しては、行政手続きの緩和、補助金の交付での優遇、その他多くの手段による業界支援の「アメ」を配った。

政府は、すべての省庁を総動員して、行政権力をフルに行使して、「消費税反対派に対する鎮圧」、「消費税反対への沈黙」にシフトする施策に最大限の力を注ぎ、政府の思うように行動するよう「懐柔」が行われたのである。

元来、政治権力者には税金をたくさん取りたがる性癖がある。政治権力者や行政官僚は、自分たちが自由に使えるお金が多いことを望んでいるのである。財務省（当時は大蔵省）は、多くのお金を集めて多くのお金を配分したいという本能的な体質を持っている。

財務省は、お金を集めるシステムである税制の決定権と、権力行使によりお金である税金を集める執行の徴税権力を有し、そのお金の配分である国の予算の編成権を有するからである。中央官庁の官僚の性癖として、省益の拡大と自己の有する権力の拡大化を自然発生的に求めている。

このため与党の政治家と財務官僚は、何としても消費税という「打ち出の小槌」を手に入れたかったのである。

3 税制審議なきポーズだけと舞台裏での密室協議に終始した「税制国会」の欺瞞と策略の異常性

1987（昭和62）年11月6日に就任した竹下登首相は、その直後に政府税調に諮問を出し、中曽根税制改革に次ぐ第2次の税制抜本改革をスタートさせた。やがて、所得税、法人税および相続税の大幅な減税と抱き合わせて、新型間接税である「消費税」が、既存間接税の廃止と一体となって提案された。

前述のように、消費税創設による5.4兆円の増収は、所得税、法人税、

相続税などの減収と組み合わせられネット減税2.6兆円のなかに埋没する形となった。新税に対する国民の抵抗を和らげるために懐柔する術策がとられたのである。これら増減税は、パッケージである「税制改革6法案」として1988（昭和63）年7月19日に召集された第113回臨時国会（税制国会）に提出される運びとなった。

かくして、「税制国会」は、7月19日から12月28日まで163日間の長きに及ぶこととなる。しかし、リクルート疑惑が絡んだこともあって、法案それ自体の審議時間は非常に少なかった。衆議院での本格的な法案審議は16時間余りであり、消費税について、まとまった質問をしたのは、たった1人にすぎなかったのである。

参議院では、衆議院の数倍の時間による法案審議が行われた。しかし、自民党は「法案の修正は認めない」と主張し、無修正が前提の論議だけに中途半端なものに終わった。

4 内容に不満はあっても、とにかく「制度導入が先決」という謀略的なロジックで進行

新税導入に関する大蔵省の対応には、税率その他内容に不満はあっても、とにかく「制度さえ導入しておけば、税率その他は、あとでも手直しができる」と戦術的に妥協する姿勢であった。

主税局は、消費税について最初に税率は5%の構想であった。政府税調はそのまま5%で決められたが、自民党税調の最終段階で当時の山中貞則会長が3%と裁断した。「こういうものは最初は低い方がよいのだ」というのが山中会長のコメントであった。

政治権力者と課税当局者の新税対応の秘訣は「はじめに制度導入が先決」であり、「小さく生んで大きく育てる」という戦略であった。

5 売上税の時と異なり自民党に籠絡され反対の態度を変えた公明・民社の両党の変質が消費税導入の要因

しかも、税制国会の異常さは、絶対多数の議席を持った自民党の強引な国会運営と、変化はありながらも、それに協力した公明・民社の両党との密室協議、いわゆる不透明な「自公民略線」である。

税制改革6法案を審議していた衆議院税制問題特別委員会（金丸信委員長）は、1988（昭和63）年11月10日、自民党単独で開会した委員会で、与党委員の質問後、質疑終結の動議を提出し、関連6法案を単独で強行採決した。これに対し、公民両党も社会、共産、社民連3党とともに「採決は認められない。採決前の状態に戻せ」と主張した。

ところが、公明・民社両党は、自民党から江副浩正前リクルート会長の証人喚問案や、僅かな法案修正案が示されると、あっさり態度を変更、委員会段階の強行採決を容認するばかりか、衆議院本会議の法案成立にも協力した。参議院でも、ほぼ同じことが繰り返された。何故に、公民両党がこんな行動をとり、税制改革法案が可決・成立したが、一般国民には、さっぱり理解できないままであった。

事の真相は、与党自民党と、公明・民社の両党との「裏取引」の中身が、税制改革と無関係なことだったのである。このことにつき、ある自民党幹部は「公明・民社もリクルート問題を取り上げ振りかざそうとしたが、リクルート汚染は両党にも及んでいるという情報をいち早くつかんだ竹下首相が、両党トップと取引をしたということではないか。首相の本当の狙いは公明党だった。矢野絢也委員長は、同党を囲む苦しい事情もあって、首相の取引に応じたようだ。竹下首相の『リクルート問題をリクルート問題で切り返す』という戦術は、ものの見事に的中した」と語っているという話があるほどである。

6 竹下流の狡猾な「言語明瞭・意味不明」の政治謀略による消費税導入の策略

このような竹下流のやり方は国民にとってわかりにくい。それは、まず密室での裏協議であるから、一般の目には、なかなかみえない。また、「政府としては徹底した税制論議をお願いしたい」などと発言し、国会審議では、「言語明瞭・意味不明」のまわりくどい丁寧な答弁をするので、首相は政策論議に熱心なようにみえる。

表向きは、民主的なルールを順守する政治家のポーズをとりながら、裏では、狡猾な形でルール破りをしている。これが、まさに、税制国会における竹下流の手練手管^{てれんてくだ}の政治手法であった。

7 税制国会での「竹下流国対政治」が犯した非民主的な国会運営

税制国会が、いかに歪められ異常なものであったかは、「竹下流国対政治」の実態が示している。政治のことだから政党間の裏取引や駆引きが、すべて悪いとも言えない。しかし、国会論議とは、全く異なる事柄で野党の一部と取引をし、審議の始まる前に勝負をきめるようなやり方はフェアではなく問題である。

裏取引をし、政権与党の要求に屈しなければならないような弱点を持った野党も野党だが、税制国会においてみられたような「竹下流国対政治」では、まともな議会政治は成り立たない。

首相が首相官邸をはじめ政府機関に集まる情報を駆使して、野党を操ることは可能である。それは、歴代首相が、多かれ少なかれ使ってきた手法である。しかし、竹下首相のように、この手法をフルに利用し、しかも国会論議とは関係のない事柄で野党を押さえつけた例は、過去にも殆どなかったのである。

8 与野党の駆け引きで税制論議が全く行われなかった「税制国会」の空洞化と異常性

税制国会の特徴は、税制改革の審議難航とリクルート・スキャンダルとの絡み合いながらの進行であった。そのような流れは、次のような与野党の駆け引きと政治手法の異常さに原因がある。

- ① リクルート汚染の解明だけに力を注ぐ野党の姿勢が皮肉にも、税制改革を推進しようとする政府・自民党に力を貸す結果になり、法案の「成立」だけを目指す自民党の姿勢が一段と強まってしまった。
- ② 政府・自民党側がリクルート汚染にまつわる政治倫理の確立に極めて不熱心なことによって野党が一層その方向へと誘われる半面、肝心の税制改革の論議がおろそかになってしまった。

この2つの流れは、あたかも補完的な関係にあった。その結果、税制改革の中身の議論が、いつまでたっても本格化しなかったのである。

リクルート問題の解明が先決だという野党の姿勢は、結果的に税制改革審議の阻止という効果を招いたことになった。税制改革の核心である「消費税」への不安や疑問は、全く解明されていない。経済界には、中小企業も含め、政府提案の「消費税」の仕組みについて、その転嫁の保証力を懸念する意見が広まりつつあったのであるが国会審議は、これらに答えていなかった。

この時ほど新税の中身について本格的な国会論議が必要なことはないのに、法案を「通せばよい」型と、法案審議の中身に入らない「妨害すればよい」型の対立で不毛の状態が続いたのである。

衆参両院に絶対多数の議席を持っている自民党を相手にしているために、野党側が「政府・自民党のペース」に巻き込まれることを専ら懸念して、政府提案を遠巻きにしていたのである。

何と言っても「数」が基本の議会政治のなかで少数野党が武器とするの

は、結局は「論理の持つ抵抗力」である。税制論議を通じて国民に理解を求め、数の劣勢を補うという姿勢が大事である。スローガンだけの「消費税阻止」には限界がある。徹底した審議を深め、論理の持つ正しさを立証し、その結果を、国民が選挙を通じて判定するのが議会制民主政治の筋途である。

国会審議における「質」が問われているのに、そのことが忘却され、与党も野党も国民に対し十分な責任を果たしてこなかったのが、残念ながら「税制国会」の異常さであった。

このために、税制改革の中核について「まとも」な議論がなく未消化のまま、不完全さが極まる欠陥税制改革が進められてしまった。

9 竹下政権による政治謀略で消費税を導入した税制改革の経緯

大型間接税である「消費税」の創設を強行実施した竹下税制改革の経緯を示すと〔表4〕のとおりである。

大平政権による「一般消費税」、中曽根政権による「売上税」と、2度にわたり挫折した大型間接税の導入を10年越しで実現したのである。

消費税は、資本主義最後の税金と言われるように究極の大衆課税である。人間は生きるために常に物やサービスを消費する。この消費に税金をかける消費税は、いわば人間の生存それ自体が課税対象となり、その収奪から絶対に逃れることのできない“悪魔の仕組み”である。

一方、これを税を徴収する政府側からみれば、消費税は徴税のために手間の全くかからないタックス・マシーン、つまり「自動集税装置」となる。まさに財政当局にとっては、この上なく有難い「打出の小槌」であり、「金の生る木」なのである。

〔表4〕 竹下政権による税制改革の経緯

—「消費税」を強行導入に成功した改革—

年 月 日	主 要 な 事 項
1987(昭和62)年11月12日	竹下総理, 政府税調に対し諮問
1988(昭和63)年 2月 5日	政府税調基本問題小委員会, 「税制改革の基本課題」を提出
2月 8日～3月 3日	政府税調, 第1次地方公聴会(全国20ヵ所)
3月 1日	政府税調納税者番号等検討小委員会が初会合
3月25日	政府税調「税制改革についての素案」を提出
4月 1日	マル優廃止, 所得税減税実施
4月 5日～4月15日	自民党税調, 業界毎にヒヤリング
4月11日～4月14日	政府税調, 第2次地方公聴会(全国5ヵ所)
4月28日	政府税調「税制改革についての中間答申」を提出
6月14日	自民党税調, 「税制の抜本改革大綱」決定
6月15日	政府税調「税制改革についての答申」
7月19日	第113回臨時国会(税制国会)召集
7月29日	「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」成立(8.1公布), 税制改革6法案の国会提出
8月17日	社会党, 公明党, 民社党, 社民連による「不公正税制是正の共同提案」
9月 8日～10月17日	不公平税制是正の与野党協議9回
9月22日	衆議院で税制改革6法案の趣旨・提案理由の説明
11月10日	衆議院税制特別委員会で税制改革6法案を自民党が単独強行可決
11月16日	衆議院本会議, 6法案を可決, 公明, 民社党は出席し修正案のみに賛成
12月13日	政府税調納税者番号等検討小委員会が「報告」を提出
12月24日	衆議院本会議6法案可決・成立, 社会・共産党は徹夜の牛歩戦術で抵抗
12月30日	同6法案公布
1989(平成元年)年 1月10日	新税制実施円滑化推進本部第1回会合(5月19日までに5回開催)
4月 1日	「消費税」の導入

(出所) 大蔵省資料により作成。

(付記) 私の国会の「予算委員会公聴会」における税制意見の公述は、次のとおりである。

- ・1989年3月2日, 第114回国会・衆議院予算委員会公聴会
- ・1989年5月18日, 第114回国会・参議院予算委員会公聴会

Ⅷ 北陸税理士会の講演が当局の弾圧で中止となった事件

——テキストもできていたのに直前に中止の申し入れ——

1 公式行事の統一研修会に出講を要請されテキストも完成しすべての準備が完了しているのに開催直前に「中止の申し入れ」

税理士は、その職務遂行を適確にするために専門的知識を修得する所定のルールに従って「統一研修」を行うことが制度化されている。私は、北陸税理士会から、同会主催の研修会の講師として委嘱され出講することを承諾し下記の要領で講演をすることになっていた。

主催 北陸税理士会

テーマ 税制改革の論点と課題

開催日 1988（昭和63）年9月7日

会場 金沢市ホリディ・イン金沢

当日の講演のテキスト・資料は、同年の8月21日に作成し主催者側に送付し印刷を完了していた。会場も決定しており、金沢への往復の航空券の手配をし、諸般の準備を整えていた。

講演に際しては、前日の9月6日の午後に金沢に入るため、東京羽田空港発13時で小松空港着14時のANA755便の手配も行われていた。当日の宿泊はホリディ・イン金沢であり、講演終了後の帰京は、9月7日の小松空港発19時30分で羽田空港着20時40分のJAL148便の予定であった。

2 講演日の直前の1週間前に突然に電報にて研修会の開催を中止する旨の連絡を受領

ところが、北陸税理士会の統一研修の開催日の約1週間前の8月31日の午後に主催者である北陸税理士会から電報にて、9月7日の同会の研修会は中止する旨の連絡が拙宅に到着した。その際、中止することになった理

由や事情については何の説明もなされていなかった。

要するに、何があったのか事情の説明もなく、すべて準備完了していた同会の研修会が中止となり、私に対して出講が不要である旨を一方的に電報で知らせてきたのである。

3 講演開催日の4日前に北陸税理士会の使者が突然に筆者宅に来訪

その後、講演開催の予定日であった9月7日の4日前の9月3日午後3時頃、私が講演のため福岡に出張中の留守宅に、次の2名の方が北陸税理士会からの使者として来訪された。

北陸税理士会副会長 村上行雄氏（会長代理）

北陸税理士会常務理事・指導部長 三鍋敏一氏

北陸税理士会を代表して同会の最高幹部の2名が遠路わざわざ来訪されたが事前に連絡なき突然であり、私が留守であったため妻が対応した。

来訪された同会の代表は、研修会への出講の中止を求める理由や事情についての文書はもとより、口頭にも何等の説明もなかった由である。ただ、ご二人は、講演料に相当する金額と思われる北陸税理士会からの金銭を、受領をおことわりした妻の対応をさえぎって、無理矢理に置いて逃げるように帰還されたようであった。

福岡から帰宅あと、私は、講演もしていないのに講演料を受領するわけにはいかないとし、現金書留で同会に返金した。それと同時に、研修会が突然に中止になった事情について同会に電話にて尋ねたが明確な回答がなかったので、中止となった理由や事情について文書にての提出を求めた。しかし、その後、文書による説明はもとより口頭にも何等の説明もなままであった。

4 税理士会が説明できないような力が働いて講演が中止となった深刻な事態

もとより、竹下政権による消費税の導入の政治戦略が重要な段階に入っている時期に、財務省・国税庁は、自己の支配下にあると思ってきた組織である税理士会が、事もあろうに私のような売上税や消費税のような大型間接税に反対する最先鋒の学者を講師に招いて堂々と統一研修会を開催し、話を聞いて学習をしようとしたことは、税理士会としては勇気のあることで敬意を表すべきであると思っていたのである。

ところが、果せるかな、北陸税理士会が表向き説明できないような事情により、研修会を急拠として中止しなければならないことになってしまったのである。要するに、「見えない力」が働き、その権力により税理士会が弾圧されたのであろう。

中曽根売上税の失敗を体験し、これに懲りて戦略を大転換させて、手段を選ばず政治権力が是が非でも、導入しようとしている竹下消費税の導入戦略により、消費税への反対勢力に対する政治権力とこれに指示され同調している行政権力により行使された「ムチ」による威嚇の事例である。

その意味で、財務省・国税庁の行政権力に対して弱い立場にある税理士会の悲劇的な姿を如実に示すとともに、竹下政権による税制改革の進め方が、異常な政治謀略による“力づく”のものであり、政治家や権力者が手に入れようとしている「金の生る木」であり、金を出させる「打ち出の小槌」である消費税による国民からの収奪構造の構築への執念の恐ろしさを痛感させられるのである。

おそらく、与党政権側の指示により動員された国税庁が、所管の金沢国税局長を通じて北陸税理士会長に、富岡を講師とする統一研究会の開催中止を命ずるか、中止をサジェスチョンしたのであろうと思われる。所轄国税当局と私の間に立った北陸税理士会は運が悪く、金沢から東京杉並の拙

宅まで来訪された同会の最高幹部の方も、お立場上まことに気の毒であったと思っている。

IX 弥次と怒号の国会での単独強行採決で生み出された消費税

——政治権力の暴力的行使で修羅場と化した衆議院——

1 与野党激突で弥次と怒号の中で消費税を生み出した衆議院税制問題等特別委員会での単独強行採決の状況

自民党は1988（昭和63）年11月10日午後5時40分過ぎ、衆議院税制問題等特別委員会（金丸信委員長）で、消費税法案など、税制改革6法案を一部修正の上、単独採決を強行し、賛成多数で可決した。国会は、本来の「言論の府」であることを忘れ、ひたすら力と力の対決による「怒号国会」と化した。

国民生活に深刻な影響を与える完全収奪の“悪魔の仕組み”である新税「消費税」は、このような極めて異常な国会運営により、非正常な形で生み出されたのである。

この「消費税」という税金は、国民から歓迎されることなく、政治権力の暴力的行使により誕生させられた“悲劇的”な「業」を背負った「怪物」となったのである。

この「消費税」の“出生の秘密”とも称すべき真相についての歴史的事実を後世に残すために、その時の衆議院税特委の生々しい情景を記しておくことにする。

2 政治権力の暴力的行使で「消費税」を誕生せしめた国会での修羅場の実況

- ・ 「やめろ」と詰め寄る野党、「さがれ」と立ちをはかる自民党。
- ・ 税制国会の与野党攻防の大詰めとなった1988（昭和63）年11月10日、

リクルート疑惑が深まり、畏れ多くも天皇陛下の御病状が憂慮され全国民が心痛している中での出来事である。

- 午後5時12分、ボディガードよろしく、胸をそらした浜田幸一議員に先導されて、やや上気した金丸信委員長が委員長席に着席した。すでに昼すぎから国会内には「自民強行採決か」の情報が流れていたため、第一委員会室は、4時半頃から、他の委員会からかき集められた与野党議員が委員長席を二重、三重に取り囲み、騒然とした雰囲気金丸委員長も苦笑していた。
- 「これから会議を開きます」
ぶっきらぼうに言って、ほおづえをついた。この時、衛視もあつという間に約70人にふくれ上がり、あちこちで興奮した与野党議員がもみ合い、大臣席の竹下首相、宮沢蔵相、梶山自治相の小柄な姿は体格のいい男たちの人垣に埋まった。
- 「ご指名によりまして」
と締めくくりの質問に立った、自民党の宮下創平委員。
- 「累進税率」「水平的公平」……
焦点の消費税法案をめぐる質問の言葉は、怒号と弥次で聞きとれないが、質問中、耳にじっと手をあてていた宮沢蔵相は同僚議員に守られながらマイクを両手で拝みどりするようにして早口で答弁をする。
- 宮下委員は、税制問題等特別委員会の審議時間について、「18時間15分がリクルート」「77時間が不公平税制の是正など……」と、十分に審議に費やしたことを強調した。さらに、「77時間は税特委の審議時間の81%で、国鉄改革の66時間より多い」と発言する。
- 自民委員席から「やった」「やった」の大声。野党委員席から、「やめろ」のシュプレヒコールが響いた。

やがて、質問席の水差しとコップがわきに片づけられ、金丸委員長

は、さっと海部俊樹理事に委員長職をバトンタッチする。

- 「以上をもって質疑を終了します」の発言で、自民党理事の加藤六月議員が、質問席のマイクをわしづかみにして、修正動議を提出する。

こうした場面になくってはならない存在の“ハマコーさん”こと、浜田議員が、委員長席の後ろに陣取っている。

- 委員長代理の海部理事が読み上げる案件の内容は屢々怒号にかき消されるが、一件を読み終えるのを確認しては、浜田議員が委員席に向かって、テレビ局のプロデューサーよろしく両手を挙げて、自民党議員の起立を促す。そのたびに、自民党議員が拍手とともに起立する。
- 「起立多数」の海部委員長代理の声に、また拍手がひびく。委員長席近くの野党議員が「見てないじゃないか」と抗議の叫びを繰り返すが、採扱は、そのまま続けられた。

この間、約30分の国会紛糾劇である。言論の府には、ほど遠い、まことに、うんざりするような“体力戦”が繰り返されたのである。

3 衆議院税特委における「強行採決」の事実経過

衆議院税特委で税制改革6法案について自民党が強行採決をした1988年11月10日の事実経過は、次のようである。

- | | |
|-------|---|
| 10:44 | 自民党が衆院税特委を単独開会 |
| 50 | 安倍自民党幹事長が原衆院議長に議院証言法の改正を申し入れ |
| 11:02 | 税特委、参考人招致を自民単独で決議し、いったん休憩 |
| 44 | 国会内自民党総裁室で竹下首相、安倍幹事長、金丸税特委委員長の3者が会談。その後「すべては幹事長にお任せした」と首相 |
| 15:02 | 政府・自民党が国会内党総裁室で8者協議 |
| 53 | 自民党の加藤六月税特委理事が散髪したばかりの頭を指して「討ち入り前に身を清めておいたよ」 |

- 16:00 安倍幹事長が山口社会党書記長に「自民単独でやらせていただく」と電話で通告
- 40 社会党代議士会で大出国対委員長、「自民党は天皇陛下のご病状を理由にしており、皇室の政治利用はもってのほかだ」。公明党代議士会で矢野委員長、「政府・自民党がリクルート隠しのためにあわてふためいて審議を終わらせようとしている」
- 17:13 金丸委員長が税特委の再開を宣言。野党議員の抗議の声で委員会室は騒然
- 16 自民党の宮下創平氏が質問を開始
- 22 金丸委員長が委員長席を立ち、海部自民党理事と交代
- 37 自民党の加藤理事が修正案の提案理由を説明。その後、自民単独で6法案を次々と可決
- 43 税特委散会
- 47 委員長室を出てきた宮沢蔵相、「まだこれで半分ですから」とポツリ
- 18:00 野党各党の書記（局）長が相次いで抗議の記者会見
- 15 社公民3党の国対委員長が原議長に裁決無効と6法案の委員会差し戻しを申し入れ

X 導入実施後で消費税廃止が世論となった時期の闘い

——テレビ・ラジオ・講演・雑誌等による活動状況——

1 消費税が導入され実施された後で消費税廃止が世論となっていた時期における全国各地での講演やテレビ・ラジオへの出演で活躍

消費税が1989（平成元）年4月1日に実施されてからも「消費税の廃止」「消費税の執行停止」を求める世論が高まり議論が行われた時期においても多様な活動をした。

- 1989（平成元）年3月14日、仙台市で開催された「消費税廃止を考えるシンポジウム」において基調講演をする。
- 同年4月2日、TBS テレビが消費税スタート2日目・庶民の不満と

怒りを取り上げた報道特集「消費税は憲法違反」の番組に出演する。

- 同年4月3日、文化放送のワールド・ホットラインに出演し、「税制改革は出直しをせよ」につきお話をする。
- 同年4月27日、テレビ朝日のモーニング・ショー、「竹下退陣・どうなる消費税」に出演し、渡辺美智雄自民党元政調会長と討論をする。
- 同年4月28日、昨日に続き、テレビ朝日のモーニング・ショー「激論・消費税1ヵ月」に出演する。
- 同年7月2日、TBSテレビの報道特集「“がまんならん消費税3ヵ月”首都決戦に有権者の怒り」の番組に出演する。

2 消費税の廃止による「税再改革」の断行を主張する所説を雑誌等に 発表

- (1) 「もう“税制再改革”をやるしかない」との主張を月刊『現代』の1989年6月号に発表

「腐った菓子はどう包んでも」、その「本質的欠陥はなくなる」として、消費税の基本的欠陥を明確にする所説を発表した（月刊『現代』（講談社）1989年4月号、76-80頁）。

同論文の冒頭の部分は、以下のようである。

腐った菓子をどう包んでも

消費税は国民生活に日常的に影響し、経済的な負担となるばかりか精神的ストレスを蓄積し、政治不信をも背景として、国民の怒りと不満が爆発している。

いま、「消費者が払った税金が国庫に入らない」といって国中が騒いでいる。事業者は、消費者が負担した税金を懐に入れ、横領することができる、便乗値上げも甚だしいと非難されている。

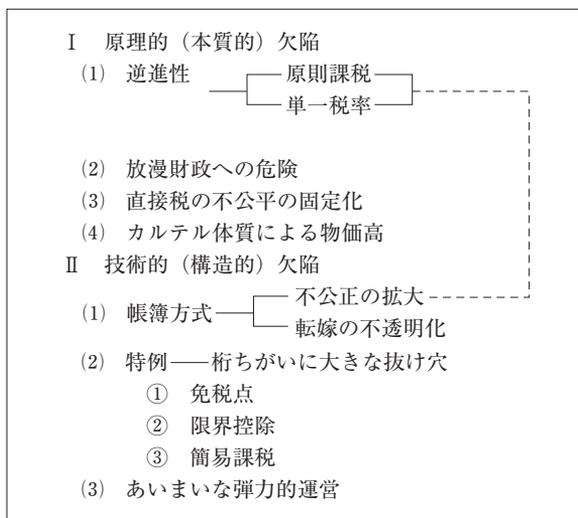
消費税は、それを実際にかぶる担税者は消費者であり、事業者は納税義務者であるが、本来は、消費税の代理徴収人にすぎない。ところが、今回の消費税の仕組みの事態では、便乗値上げや、消費者が税金として負担し、事業者が消費者から預かった税金を自分の儲けとして取得できる「益税^{えきぜい}」というおいしい汁がすえるシステムが内蔵されていることがわかってきた。

それは、次の措置による欠陥から生ずる（〔表5〕参照）。

- ① どんぶり勘定を容認する帳簿方式の採用
- ② 桁ちがいに大きな免税点と限界控除制度の設定
- ③ 最大の抜け穴となる簡易課税制度の導入
- ④ あいまいな半年間「弾力的運営」

これらは今回の消費税の抱えている技術的、構造的欠陥の典型だが、

〔表5〕 導入された竹下消費税の欠陥
—原理的にも技術的にも救い難い—



こんなことは初めから判っていたことだ。

予想どおり、消費者の消費税に対する恨みが、商店街の中小零細のお店屋さんに向けられている。これが、いま全国的に波及している“消費税狂騒曲”といえよう。

しかしこれらは、すべて技術論だけに消費税論議を向けさせ、本質論から眼をそらさせようという大蔵省のシナリオなのだ。現に、中小事業者向けの特例措置の「見直し論」がなされ、消費者の怒りをバックに、大蔵省は適用範囲の縮小などに応じる方針を固めたようである。

実はこのような技術的構造的な欠陥は、消費税の本質的な欠陥をカムフラージュするために、しかも政略的に採用されたトリックなのである。腐った菓子の外装の包み方をいくら改めても、ダメな中味は少しもよくはならない。外装の議論に目を奪われ本体そのものの許し難い欠陥と不合理さを見失ってはならないのだ。

本質的欠陥はなくなる

このところすっかり論議の対象から外れてしまっているが、消費税で、本当に問題としなければならないのは、租税の基本理念の原点に照らして容認することができない原理的かつ本質的欠陥である。

ここでは、多くの基本的な欠陥のうち、どうしても指摘しておかなければならない次の諸点を挙げておく。

- ① 弱い者いじめの逆進性——悪平等な大衆課税のチャンピオン
- ② 生活必需品も課税する苛酷さ
- ③ ぜいたく品にも、生活必需品にも、同一税率で課税する不合理——画一的な一律3%の単一課税となり、悪平等課税の欠陥を拡大した。単一税率では、ミンクのコートやダイヤモンドのようなぜいたく品も、日常生活に不可欠な食料品も、同一税率で課税されるという容認

し難い不合理が生ずる。

- ④ 不公平税制の是正が放置される——直接税の不公平の恒久的存続化。特に私が強調したいのはこの点だ。現行税制の欠陥である歪みのポイントは、次の諸点にある。
- ① 利子、配当、譲渡所得（株式および土地のキャピタル・ゲイン）など、資産性所得課税の空洞化と、給与所得に対する相対的重課の現実
 - ② 政治家・宗教家・医家など、聖職者および大企業の経営者など、特定階層者に対する特権的優遇税制の存在
 - ③ タックス・イロージョン（課税の浸蝕化）の拡大と、タックス・シェルター（課税の隠れ場）の放置による特定大企業に対する課税の空洞化の進行
 - ④ 多国籍企業など国際的事業活動を拡大している巨大企業の国家帰属からの離脱と、世界的規模での租税回避行為の横行の放置

(2) 自民党政府は延命を策するが、この悪税には「廃止」こそふさわしいとして「消費税に見直しなどありえない」との主張を月刊『プレジデント』の1989年10月号に発表

「女性が起した『一票一揆』, 「『税制大戦争』秋の陣」, 「国民を愚弄する内税一本化案」, 「福祉目的税化は実質的に無意味」, 「できるか簡易課税の廃案」, 「特例の廃止で事業者まで敵に」, 「非課税品目の拡大で再び混乱」について所説を発表した（月刊『プレジデント』（プレジデント社）1989年10月号, 402-411頁）。

同論文のうち、消費税の存廃をめぐる1989年秋の政治決戦のくだりは、以下のようなものである。

『税制大戦争』秋の陣

この秋にも開かれる臨時国会は、「消費税」の存廃を賭けた政治決戦の場となる。社会・公明・民社・社民連の4野党は、参議院選挙での自民惨敗による与野党逆転の事態をバックに、選挙公約である“消費税廃止”を実現するため、「消費税廃止法案」と「税制再改革基本法案」を提出する。

これに対し、自民党は大蔵省と連携し、総力を挙げて、“消費税存続”に向けて猛烈な動きを開始している。激動しつつある新たな政治状況のもと、中曽根「売上税」の廃案、竹下「消費税」の強行導入に続き、税制決戦の第3幕が開かれようとしているのである。

社会党など4野党が、先般まとめた法案のおおまかな内容は、まず、消費税は来年3月末で廃止する。そして、税制再改革を調査審議する場として「国民税制改革協議会」（仮称）を新設し、ここで、租税民主主義の確立、税負担の公平・公正の確保の徹底、税制のもつ社会的再配分機能の発揮などを理念として税制再改革を行う。

このため、①納税者番号制を導入し総合課税に移行して、所得課税の再構築を追求、②法人課税の合理化・適正化、③土地税制の見直しによる適正化、④個別間接税の整理改善によるサービス・流通への適正課税——などを基本方針として結論を詰めるというものである。当面は、消費税を廃止した後、再改革が実現するまでの財源対策が焦点となっているが、自民・大蔵連合軍は、これに攻撃を仕掛け、あら探しをしようとしている。

片や、参議院選の大敗後、自民党は、海部首相で党の「表紙」を替え、橋本蔵相、渡部自治相、さらに、党側では、小沢幹事長、三塚政調会長など、竹下元首相と近い実力者で政府、党の中枢を固め、「消費税存続シフト」を固めた自民党は、ようやくの思いで導入した「消費税」

を、「見直し」で国民の批判と怒りをかわし、なんとしても、その存続だけは図ろうとしている。

自民党が、この「見直し」作業を進めるうえで、総選挙を控えて地方支部の意見の集約を基本とする方針を打ち出している。このため都道府県連の各支部連合会のまとめた意見は、その動向を知るうえで重要な手がかりとなろう。

そこで、毎日新聞社が8月27日までに、自民党の全国47都道府県連に、「見直し」を希望する内容と総選挙の見直しについてアンケート調査した結果をみよう。

これによると、見直しの希望項目で、①税額表示の内税統一、②食料品や教育費などの非課税化、③福祉目的税化などについての「見直し」を「できるだけ早く」実施する——という要求が大勢を占めている。また、34の都道府県連が「次の総選挙でも消費税が主要な争点となる」とし、総選挙への危機感から自民党の支持基盤が早期「見直し」を強く求めていることが確認された¹³⁾。

免税点や簡易課税制度など、消費者の反発が強いとされた事業者向け特例措置の「見直し」が、税額表示などを大幅に下回ったことは、事業者への配慮によるものであろう。

「非課税品目」については、37の連合会が必要とし、生活に密着した品目で最も多かったのは生鮮食料品と教育費で、出産費用・米・麦が上位を占めた。

13) 「消費税の見直しを求めている／自民の都道府県連」『毎日新聞』1989年8月28日付。

[表 6] 竹下税制改革後の不公平税制の是正のよる増取額 (試算) (1989年度 平年度分)

I 所得税 (個人の所得課税)

項目	計算の基礎	増取税額	現行税制	富岡 試案
1. 貯蓄課税の是正	個人の利子所得 24兆4,999億円 (1) 非課税分 (高齢者等分) 2兆4,499億円 (10%相当) (2) 非課税分 (財形貯蓄分) 4,886億円 (2%相当) (3) 非課税分 (少額貯蓄分) 2兆9,361億円 (12%相当) (4) 一般預金者分 8兆8,200億円 (36%相当) 10%課税……………8,820億円 (5) 高額預金者分 9兆8,000億円 (40%相当) 30%課税……………2兆9,400億円 (4)+(5)= 3兆8,220億円 政府予算計上額 2兆3,090億円 差引: 増収 1兆5,100億円	1兆 5,100億円	(1) 15%の税率による源泉分離課税 (2) 老人等の非課税制度 郵便貯金, 元本300万円 少額貯蓄, 元本300万円 少額公債, 元本300万円 (3) 財形貯蓄非課税制度 元本500万円	(1) 利子所得は, 総合課税により, 他の所得と合算して課税する (2) 老人等の非課税制度は, 政府改正の現行制度を存続する (3) 財形貯蓄非課税制度は, 政府改正の現行制度を存続する (4) 少額貯蓄非課税制度を旧マル優制度に準じて新たに導入する (注) 少額貯蓄非課税制度は, 旧マル優同様に, 郵便貯金・少額貯蓄・少額公債 (それぞれ元本300万円, 合計で900万円) からの利子を非課税とする制度である。
2. 配当課税の是正	個人の配当所得 1兆9,295億円 同上のうち, 資本開放性法人から受け取る配当所得 1兆5,962億円 同上配当税額控除額 1,600億円……………廃止	1,600億円	配当税額控除制度 配当金額の10% (総所得金額が1,000万円超の時は, 一部5%) を税額控除	(1) 法人区分論に応じて, 資本開放性法人からの配当所得には, 配当控除制度を廃止する (2) 資本閉鎖性法人からの配当所得には, 配当控除を認める
3. 有価証券の譲渡所得	個人の株式譲渡所得 4兆3,200億円 30%課税…………… 1兆2,960億円		申告分離課税と源泉分離課税の選択	(1) 竹下税制改革で導入した源泉分離課税と申告分離課税制度はともに廃止する

<p>得課税の 是正</p>	<p>政府予算計上額 差引：増収</p> <p>8,640億円 4,300億円</p>	<p>4,300億円</p>	<p>(1) 申告分離課税 譲渡利益×20% (2) 源泉分離課税 譲渡価格×1%</p>	<p>(2) 有価証券の譲渡所得についても、すべて総合課税に改める</p>
<p>4. 土地の譲渡所得課税の是正</p>	<p>(1) 長期譲渡所得 長期譲渡所得 同上の50%相当額 30%課税 …………… 3兆2,255億円 現行税制での税収(推定) 差引：増収 1兆9,891億円 1兆2,364億円</p> <p>(2) 短期譲渡所得 短期譲渡所得 同上のうち課税除外分 40%課税 …………… 1兆1,552億円 合計 2兆3,900億円</p>	<p>(1) 個人の所有する土地・建物等のうち所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、長期譲渡所得として、4,000万円以下は20%、4,000万円超は25%で分離課税をする (2) 優良住宅地の造成のため、特定市街化区域農地、居住用財産の長期譲渡については、より低い税率による分離課税が認められている</p>	<p>(1) 長期・短期の区分は存続させるが、課税緩和の優遇措置は廃止する (2) 長期譲渡所得は、所得金額の2分の1相当額を総所得金額に算入し、総合課税とする (3) 短期譲渡所得は、その金額を総所得金額に算入し、総合課税とする</p>	
<p>5. 医師優遇税制の是正</p>	<p>社会保険診療報酬のうち半分が個人医療との概算経費率と実際経費率との差異を5%とする 30%課税 …………… 750億円 竹下税制改革による増収額(推定) 差引：増収 310億円 400億円</p>	<p>(1) 医業または歯科医業を営む個人の社会保険診療報酬については、その額に応じて72%から52%までの概算経費率が認められてきたが、竹下税制改革により、年収5,000万円以下の社会保険医に限り、特例を適用することになっている (2) 収入金額2,500万円以下72%、3,000万円以下70%、4,000万円以下62%、5,000</p>	<p>(1) 社会保険診療報酬についての概算経費控除の所得計算の特例を全廃し、すべて実額計算に改める (2) 竹下税制改革により残された社会保険診療報酬が年5,000万円以下の開業医に適用されている概算経費控除を廃止する</p>	

政治資金課税の是正	課税政治資金 30%課税	1,000億円 300億円	万円以下57%を適用	政治活動以外に流用され るものに課税する
-----------	-----------------	------------------	------------	-------------------------

(所得税計) 4兆5,600億円

II 法人税(法人の所得課税)

項目	計算の基礎	増収税額	現行税制	富岡試案
1. 受取配当課税の是正	受取配当益金不算入額 同上のうち法人の子会社除外分 35%課税 竹下税制改革による 増収取額(推定) 差引:増収	6,407億円 4,528億円 1,584億円 256億円 1,300億円	(1) 二重課税排除を理由として内国法人からの受取配当金を益金から除外し、法人向配当無税を認めた (2) 竹下税制改革により受取配当金の80%(平成元年度は90%)を益金不算入	(1) 法人区分論に基づき、資本開放性法人については、受取配当金の益金不算入制度を廃止する。ただし、子会社からの受取配当金については、この限りではない (2) 資本閉鎖性法人については、受取配当金の全額について益金不算入とする
2. 引当金制度の是正	貸倒引当金 同上のうち過大計上分 35%課税	3兆2,032億円 1兆5,016億円 5,600億円	(1) 貸倒引当金の繰入限度額は貸倒れ残率のほかに法定繰入率の適用ができる (2) 金融業の法定繰入率は期末貸金の0.3%	(1) 貸倒引当金の法定繰入率が大きすぎると必要に過大な貸倒引当金の損金設定を認めているので、法定繰入率を適正なレベルに引き下げる
3. 税務会計制度の自由化の是正	(1) 資産計上基準の緩和化の是正 自由償却されている金額 同上の5分の4 (2) 営業権の自由償却化の是正 自由償却されている金額 同上の10分の9 (3) 開発研究費の自由償却化の是正 開発研究費の額	6,000億円 4,800億円 6,000億円 5,400億円 6兆4,943億円	(1) 1単位20万円未満の少額資産は供用時損金算入を許容 (2) 有償取得の営業権にも自由償却が許容されており損金算入が可能 (3) 特別試験研究費にも自由償却が許容されており利益	(1) 事業にとつて基本的に重要な資産については、かつて存在した少額重要資産制度を復活し、簿外資産処理を抑制する (2) 有償取得の営業権の買取代価については、かつての制度のように10年間の均等償却制度に改める (3) 開発研究費はかつての制度のように支

4. 外国税額控除制度の是正	<p>同上の半分 同上の5分の4</p> <p>(4) 企業利潤の社用消費化</p> <p>(a) 福利厚生費の過剰支出 3,600億円 (b) 家事関連・公私混同支出 2,400億円 (5) その他 500億円 合計 4兆2,678億円 35%課税…………… 1兆4,900億円</p>	4,900億円	<p>操作が可能</p> <p>(4) 企業利潤の社用消費化現象が多く見られる</p>	<p>出時に全額の損金処理か5年間均等償却方式のいずれかの選択を認める制度に改める</p> <p>(4) 企業利潤の社用消費化と、企業経理における公私混同を規制する</p>
4. 外国税額控除制度の是正	<p>外国税額控除額 3,637億円</p> <p>(1) みなし外国税額控除額 550億円 同上の50%を抑制 275億円 (2) 直接・間接税額控除額 3,087億円 同上の20%を圧縮 617億円 合計 892億円 政府予算計上額(推定) 277億円 差引・増収 600億円</p>	600億円	<p>(1) 国際的三重課税を排除する方法として外国税額控除制度がある</p> <p>(2) 外国税額の直接控除制度のほか、間接控除制度、みなし外国税額控除制度まで大幅に認めている</p> <p>(3) 控除限度額の計算方式としては、一括限度方式を無制限に許容している</p>	<p>(1) みなし外国税額控除制度を、租税条約の改訂を通じて、段階的に廃止する</p> <p>(2) 直接・間接税額控除制度については、次のように改正する</p> <p>① 控除限度額の計算においては、国外で税を課されない所得の全額を国外所得の金額に含めないこととする</p> <p>② 控除限度額の計算において、竹下税制改革では、国外所得割合を90%を限度としたが、このような画一的な規定は廃止し、国外所得の区分計算の実質的な適正化を図る</p> <p>③ 外国税額控除の対象とならない高率な外国税を、現行の50%超の税率の外国税ではなく、わが国の法人税率を超える税率の外国税とする</p>
5. タックス・ヘイブンの規制強化	<p>(1) タックス・ヘイブンの規制強化</p> <p>(a) 規制地域内進出現地子会社数 2,890社 1社当たり5,000万円とする 1,445億円</p>		<p>(1) タックス・ヘイブンを規制する措置として、特定外国子会社等の留保所得の合算課税がなされている</p>	<p>(1) タックス・ヘイブンの整備と規制強化を図る</p> <p>① 規制地域の指定に当たっては、指定基準の改善強化と明確化を図り、規制</p>

<p>6. 海外 取引による 脱税の強 取締の強 化</p>	<p>(b) 規制地域外進出現地子会社 子会社数 500社 1社当たり7,000万円とする 350億円 (2) 海外取引による不正経理・過少申告 7,000億円 脱漏所得（推計） 8,795億円 合計 3,100億円 35%課税……………3,100億円</p>	<p>3,100億円</p>	<p>(2) 合算課税の適用対象地域として41ヶ所が指定されている (3) 合算課税には適用除外規定が設けられている</p>	<p>地域の見直しをする ② 適用除外基準の寛大さを改め、適用除外基準を厳格にするとともに、その執行の適正化を図る (2) 国際活動を拡大している大企業の海外取引や海外子会社を利用した不正経理に対し、税務調査を、さらに徹底する</p>
<p>6. 移転価格 操作の規 制強化</p>	<p>課税所得 3,000億円 35%課税……………1,100億円</p>	<p>1,100億円</p>	<p>(1) 移転価格税制が設けられている</p>	<p>(1) 多国籍企業などの海外子会社とのトランスファー・プライシングの操作による避税の規制と取締りの強化をする</p>
<p>7. 公益法 人・医療 法人課税 の強化</p>	<p>(1) 宗教法人など公益法人の課税の適正化 利子 9,360億円 配当 1,011億円 合計 1兆371億円 35%課税……………3,600億円 (2) 医療法人課税の是正 社会保険診療報酬 10兆円 同上のうち半分が医療法人とみる 5兆円 概算経費率と実際経費率の 差異を5%とする 2,500億円 35%課税……………875億円 竹下税制改革による 増収税額（推計） 310億円 差引：増収 500億円</p>	<p>4,100億円</p>	<p>(1) 宗教法人・社団法人・学校法人などは原則非課税であるが、収益事業として特定化されている活動のみにつき限定的に課税されている なお、適用税率も低く抑えられている (2) 社会保険診療報酬に対する課税の特例がある</p>	<p>(1) 宗教法人・社団法人など、公益法人の収益事業としての課税の範囲を適正化し金融収益など資産運用収益に課税する (2) 竹下税制改革により残された社会保険診療報酬が年5,000万円以下の医療法人に適用されている概算経費控除を全廃し、すべて実額計算に改める</p>
<p>8. 準備金・ 特別償却 等の租税</p>	<p>中小企業等海外市場開拓準備金 ……………全廃 1,583億円 海外投資等損失準備金</p>		<p>(1) 租税特別措置として、多くの準備金勘定の損金設定、各種の特別償却制度が設け</p>	<p>(1) 政策目的の消滅、政策効果の不明確な租税特別措置は、全廃あるいは圧縮することによりタックス・エロージョン</p>

特別措置 の整理		られている (2) 政策税制の設定は既得権 化し、硬直化する傾向にあ る	を縮小する (2) 中小企業等海外市場開拓準備金・海外 投資等損失準備金および技術等海外取 引の特別控除は全廃する (3) 価格変動準備金、探鉱・海外探鉱準備 金および特別償却は半分に圧縮する
……………全廃	2,414億円		
技術等海外取引の特別控除			
……………全廃	387億円		
価格変動準備金	23億円		2,300億円
……………50%圧縮	12億円		
探鉱・海外探鉱準備金	866億円		
……………50%圧縮	433億円		
特別償却	3,219億円		
……………50%圧縮	1,610億円		
合 計	6,449億円		
35% 課税	……………		2,300億円

〔法人税計〕 3兆3,000億円

総合計（増収税額） 7兆8,600億円

- 〔備考〕
1. おおむね1987年分（1988年3月末）の数値をベースとして計算している。
 2. 国税庁企画課編「法人企業の実態」（会社標本調査報告）1987年分、国税庁編「国税庁統計年報書」1987年度版、経済企画庁編「国民経済計算年報」1989年度版、厚生省大臣官房統計情報部編「国民医療費」1987年度、総務庁統計局「科学技術研究調査報告」1988年、政府税調答申「付属資料」および「審議資料」、大蔵省主税局「1989年度租税及び印紙収入予算の説明」第114回国会、大蔵省公表数値等によるほか、推計により試算している。
 3. 増収税額の算出に用いた適用税率は極力抑制し低めの数値によっている。
 4. 各項目別に税額は、100億円未満は四捨五入している。

- (3) 「これからの税制のあり方」として「世に問う平成版『財源富岡試案』」[「巨額な財源を見逃して何の『消費税』か」の主張を月刊『経営コンサルタント』の1989年11月号に発表

「税金を政争の具として弄ぶな」, 「税制改革の前に踏まえるべきこと」, 「不公平税制で財源7兆8,600億円」を論点とする所説を発表した(月刊『経営コンサルタント』(経営政策研究所)1989年11月号, 特集・財源を考える, 48-60頁)。

同論文で発表した「竹下税制改革後の不公平税制の是正による増収額」(1989年度・平年度分)の試算は、[表6]のようである。

3 この時期は「闘う行動期の税務会計学」と称し得る時代

1980年代のこの時期は、これまでの学的研究成果を全面的に爆発させて行動し、税制の不公正さと激しく闘ったのである。私の税務会計研究の研究タイプの区分としては、まさに「闘う行動期の税務会計学」というべき時代である。

中曽根「売上税」は粉碎することができたが、竹下「消費税」の導入を阻止するために、全力を傾注して闘った時期である。

本稿を閉じるにあたり、今より23年前、私が中央大学での37年間にわたる教壇生活の最後のしめくくりとして、1994(平成6)年12月14日、忠臣蔵の大石内蔵助以下47士の討ち入りの日に行った最終講義で語った一節を想起した。

この講義は、題して「税務会計研究の回顧と展望——我が半生の軌跡——」であった。翌日の東京新聞は、朝刊の社会面のニュースバザールに、「“マルサの博士”最終講義」の見出しで、次のように報道していた。

「税務会計学の創始者で、不公正税制の是正を訴える中央大学商学部

の富岡幸雄教授が来年3月の退官を前に14日、同大学の最終講義を行い、『政治が混迷墮落して、政治家と官僚に公正税制の実現への意欲が欠けている分だけ、学者が立ち上がらなければ』と決意を示した。

富岡教授は、税を会計学的に研究する税務会計学を創始、確立した学者であるとともに、国税庁勤務の経験を踏まえ、『税制の不正を除去すれば税の増収は可能で、消費税は必要ない』と主張してきた。

最終講義でも、富岡教授は自らの税務会計学研究を回顧した後、『税は知れば知るほど酷い、現代社会の怪物です。あらゆる学問が垣根を越えて協力し、その不正にチャレンジしていかなければならない』と話し、集った教え子の公認会計士や学生らから盛んな拍手を浴びた。』

その一節とは、「政治が混迷し墮落して、政治家と官僚に公正税制の実現への意欲が欠けている分だけ、学者が立ち上らなければ」と述べたくだけりである。

政治家は、税制を利権化し、政策税制を「集票」と「収金」の道具にしている。官僚は国のことより自己の所属官庁の省益を優先し、天下り先への減税か税（予算）の配分に狂奔している。

政治家も官僚も墮落している。そこで、学者が立ち上がらなければならないが、近年は学者も墮落し御用学者が多い。税務会計学研究こそ、税の公正化、ひいては社会正義の実現のために奮闘しなければならない。

学者は、国家社会が直面している困難な課題について、自己の専門学問の研究成果を駆使して問題解決に貢献することが社会的責任である。

私の税制公正化のための「闘い」は、本稿で記述した1980年代後期から、一段と昂揚し激しく進行したのである。学的成果の実践化と学問の社会進出こそが求められる。

〔付記〕

「税務会計学研究70年の歩み」は、この後に次の記述が続くのであるが紙幅の関係から、順次別稿を期することにする。

- 1990（平成2～11）年代—「公正税制志向の税務会計学」研究の時代→理念追求型の理想税制の建設化
- 2000（平成12～21）年代—「原理論完成の税務会計学」研究の時代→理論税務会計学の体系的完成化
- 2010（平成22～）年代—「検証論構築の税務会計学」研究の時代→検証税務会計学の創造的開拓化